

官製談合再発防止取組方針

～職員の不祥事防止に向けた行動指針～

令和3年6月

石岡市

目次

再発防止に向けて	1
1 事件の概要	2
2 事件発覚後の経過	3
3 処分	5
4 原因究明と再発防止に向けた取組	6
5 問題点のグルーピング及び改善策の取りまとめ	11
6 再発防止取組方針	21
7 取組スケジュール	33
8 再発防止に向けた取組体制	36
9 おわりに	37

【資料】

資料1 事件発覚後の経過（詳細）	39
資料2 原因究明と再発防止に向けた検討	42
資料3 官製談合防止法に係る職員アンケート（実態調査）分析結果	76
資料4 類似案件調査分析結果	92
資料5 通達等	98
資料6 要綱	99

再発防止に向けて

石岡市役所という組織の最大の目的は、市民の皆様により良い行政サービスを提供し、市民生活の利便性を向上することであり、そのためには市民の皆様からの信頼が必要となります。

それにもかかわらず、令和2年10月、教育委員会事務局参事兼スポーツ振興課長（当時）が官製談合防止法違反の容疑、11月には加重収賄の容疑で逮捕・起訴され、令和3年3月に有罪判決を受ける事件が発生しました。

この事件は、本市において前例がない重大な問題であり、市政に対する市民の皆様への信用と信頼を著しく損ない、これまで行政運営を進めてきた本市の取組そのものを根底から揺るがす事態となりました。

市長として、改めて市民の皆様へ心よりお詫びを申し上げます。

不祥事を防止するためには、組織として「起こさない」「許さない」「見逃さない」という強い意識を持つとともに、全職員が今回の事件を自らの問題として受け止め、「なぜ事件が起きたのか」「事件を起こしたらどうなるか」を改めて考える必要があります。

そして、全体の奉仕者として職務に専念するため、コンプライアンスの徹底を図り、市民の皆様から寄せられている期待と信頼に応えられるよう、自らを律し、一層高い倫理観をもって業務にあたらなければなりません。

本書は、今回の事件を重く受け止め、再発防止に向けた取組を迅速かつ確実に進めることで、改めて全職員が公務に携わるものとしての使命を深く認識するとともに、失われた市民の皆様への信頼を1日でも早く回復するために取りまとめたものです。

今後、本市において今回の事件などの不祥事を二度と起こさないよう、再発防止対策を推進するとともに、私をはじめ全職員が公務員の原点に立ち返り、一丸となって公務を遂行し、真に市民の皆様から信頼される市政を目指してまいります。

令和3年 6月 7日
石岡市長 谷島 洋司

1 事件の概要

令和2年10月2日、教育委員会事務局参事兼スポーツ振興課長（当時）、株式会社アンテック役員（元代表）の2名が官製談合防止法¹違反の容疑で逮捕された。

この事件の概要は、平成30年10月11日に入札を執行した「平成30年度石岡運動公園体育館メインアリーナダクト内清掃業務委託」の指名競争入札²に関し、同社に不正に落札させようとして、同社の役員（元代表）と共謀し入札に関する秘密事項である指名業者の情報を伝達し、入札において設計金額と同額である予定価格³に近接した金額で入札させ、入札の公正を害すべき行為を行った。

令和2年10月23日に起訴され、同日、追加案件で再逮捕された。

再逮捕の事件の概要は、「平成30年度石岡市八郷総合運動公園プール管理業務委託」及び「平成30年度石岡市海洋センタープール管理業務委託」の指名競争入札に際し、設計価格⁴及び指名業者の情報を同社に漏洩し、「平成30年度石岡市八郷総合運動公園プール管理業務委託」の指名競争入札において、同社に落札させた。

令和2年11月4日、10月23日に再逮捕された案件で、設計金額及び指名業者の情報を漏洩した行為に対する謝礼の趣旨のもとに供与されるものであると知りながら、現金10万円を受け取った加重収賄⁵の容疑で逮捕された。

令和2年11月13日にいずれも起訴され、令和3年3月22日、懲役2年、執行猶予4年、追徴金10万円が判決された。

¹ **官製談合防止法**…公共事業の発注者である国、地方公共団体、独立行政法人等から、入札者の談合に関与することを防止するシステムを定めた法律で、正式名称は「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」である。違反した場合は、5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられる。

² **指名競争入札**…契約の案件により発注者が指名した者同士が競争に付して契約者を決める方式のこと。

³ **予定価格**…工事（業務）の入札で落札の基準となる価格。

⁴ **設計金額**…自治体が行う工事（業務）の予定価格を算出するために作成する設計書の額。

⁵ **加重収賄**…公務員が受託収賄罪・事前収賄罪・第三者供賄罪を犯し、さらに請託に応じて特定の職務行為を行ったり、行うべき職務をしなかったりする罪。1年以上の有期懲役に処せられる。

2 事件発覚後の経過

日にち	内容
令和2年	
10/2	・官製談合防止法違反の容疑で職員逮捕
10/5	・市長訓示（公務員としての自覚・コンプライアンスの徹底）
10/14	・指名停止措置（株式会社アンテック：24 箇月）
10/23	・10月2日の官製談合防止法違反の容疑で起訴 ・官製談合防止法違反の容疑で再逮捕
10/28	・第1回官製談合再発防止対策本部 ⁶ ・入札制度改善検討委員会 ⁷
10/30	・契約実務研修（入庁2～4年目職員対象）
11/2	・入札制度改善検討委員会
11/4	・10月23日再逮捕の件が加重収賄の容疑で逮捕
11/4	・入札制度改善検討委員会幹事会 ⁸
11/5	・市長訓示（公務員としての正しい倫理・コンプライアンスの徹底）
11/9	・入札制度改善検討委員会
11/12	・第1回官製談合再発防止対策本部調査部会 ⁹
11/13	・10月23日の官製談合防止法違反及び11月4日の加重収賄の容疑で起訴
11/30	・第2回官製談合再発防止対策本部
12/1～ 12/15	・官製談合防止法に係る職員アンケート実施
12/23	・随意契約 ¹⁰ ガイドライン研修会（係長・主任職員）
12/24～ 1/27	・類似案件等調査（379件）
令和3年	
1/8	・入札制度改善検討委員会
1/12 1/14	・設計書・仕様書作成研修会（係長・主任・希望職員）
1/20	・第2回官製談合再発防止対策本部調査部会
1/20	・コンプライアンス研修（課長級以上職員）

⁶ 官製談合再発防止対策本部…これまで以上の適正な事務執行に向けた取組を確固たるものとし、原因究明・類似案件等の調査・現状の分析の3点から検証を行い、再発防止取組方針を取りまとめる組織（部長級）のこと。

⁷ 入札制度改善検討委員会…石岡市の競争入札など入札制度の改善について調査検討を行う組織のこと。

⁸ 入札制度改善検討委員会幹事会…入札制度改善検討委員会の下部組織で入札制度の調査検討を行う組織のこと。

⁹ 官製談合再発防止対策本部調査部会…官製談合再発防止対策本部の下部組織であり、原因究明・類似案件等の調査・現状の分析を行う組織（課長級）のこと。

¹⁰ 随意契約…国や地方公共団体が競争入札によらずに任意（随意）で決定した相手と契約を締結すること及び締結した契約のこと。

1/22	・初公判
1/25	・第3回官製談合再発防止対策本部
1/26	・公務員倫理研修（係長級職員）
2/1	・入札制度改善検討委員会
2/17	・入札制度改善検討委員会
2/18	・第2回公判
2/19	・懲戒処分（免職）
2/22	・市長訓示（公務員としての正しい倫理・コンプライアンスの徹底）
2/26	・官製談合防止法研修（課長補佐級職員）
3/5	・第3回官製談合再発防止対策本部調査部会
3/11	・第4回官製談合再発防止対策本部 ・入札制度改善検討委員会
3/22	判決（懲役2年 執行猶予4年 追徴金10万円）
4/8	・入札制度改善検討委員会
4/16	・第4回官製談合再発防止対策本部調査部会
4/22	・第5回官製談合再発防止対策本部
5/12～ 5/21	・第三者の意見聴取
6/4	・第5回官製談合再発防止対策本部調査部会
6/7	・第6回官製談合再発防止対策本部

3 処分

①逮捕された職員に対する処分

事件の公判等により明らかになった事実関係を踏まえ、事件の背景、結果、職員の職責、社会的影響等を総合的に勘案し、事件の当事者である教育委員会事務局参事兼スポーツ振興課長（当時）の行為責任につき令和3年2月19日に「免職¹¹」の懲戒処分とした。

役職	処分内容	備考
教育委員会事務局参事兼 スポーツ振興課長（当時）	免職	事件の当事者

②関係職員に対する処分

役職	処分内容	備考
教育部長（当時次長）	戒告	管理監督責任

③特別職の給与減額

特別職	内容
市長	減給 20% 1 箇月
教育長	減給 20% 1 箇月

④業者に対する指名停止

今回の事件で逮捕された者が役員となっている業者に対し、次のとおり入札参加資格停止の措置を行った。

適用範囲：石岡市が発注する物品納入・役務の提供調達契約等

業者名	期間	備考
株式会社アンテック	入札参加資格停止 (24 箇月)	令和2年10月14日～ 令和4年10月13日

¹¹ 免職…任命権者が公務員の職を一方的に免じ（解き・剥奪し）身分を失わせる処分のこと。通常、免職という表現は公務員に対して使われる。

4 原因究明と再発防止に向けた取組

事件の原因は、公私ともに親しい関係であったことで、職務に私情を挟んだことにあり、厳に戒めなければならないものであるとともに、公務員としての服務と倫理意識の欠如、自らを律する覚悟の欠如を認めざるを得ない。

しかし、すべてが服務・倫理による問題として片づけられることではなく、原因を一つに絞ることはできない。そのため、様々な角度から一連の事件の原因を深く掘り下げ、市として原因究明を図り再発防止に努める必要がある。

また、再発防止に努めるにあたっては、職員が今一度足元を見つめ直し、この再発防止取組方針を適正な事務の遂行に必要な「職員の行動指針」としていく必要がある。

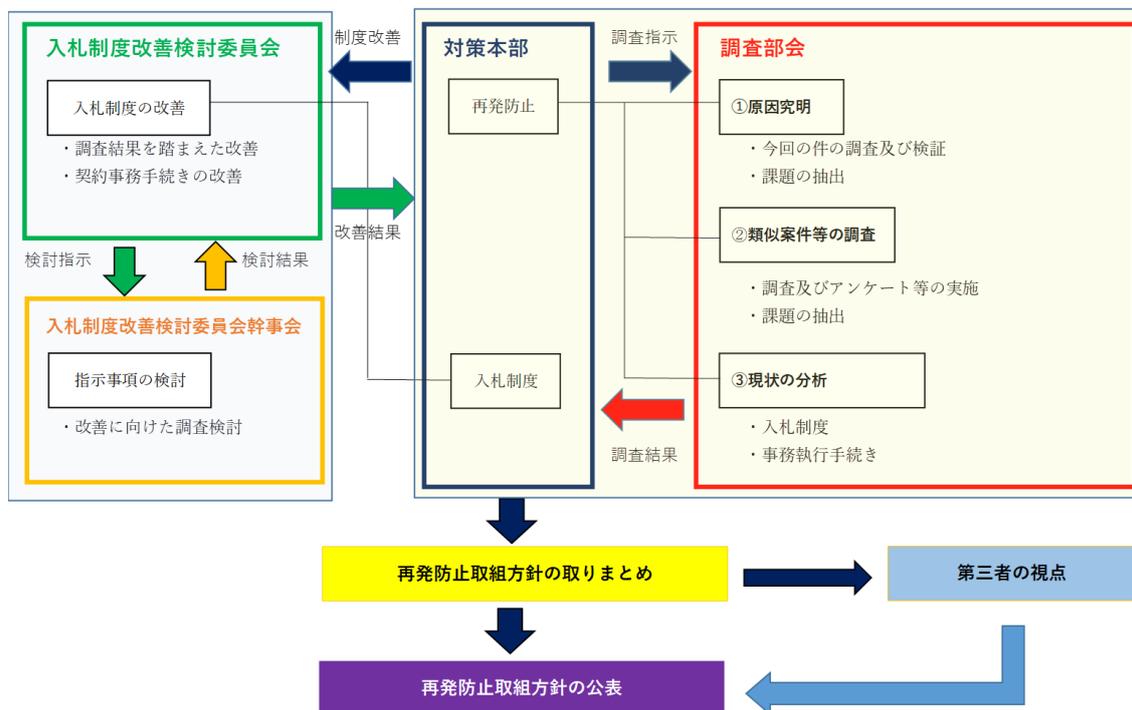
そこで、事件発覚後の令和2年10月28日、これまで以上の適正な事務執行に向けた取組を確固たるものとするため、庁議¹²メンバー（部長級）による「石岡市官製談合再発防止対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、「原因究明」「類似案件等の調査」「現状の分析」の3点から検証を行い、再発防止取組方針を示すこととした。

「原因究明」「類似案件等調査」の検証については、課長級で構成する「石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会（以下「調査部会」という。）」を設置し、その中で取り組むものとし、その結果を対策本部で決定していくこととした。

また、「現状の分析」の検証については、現在の入札制度・事務執行状況を分析し改善策を検討する必要がある、専門性が高いことから、既設の入札制度改善検討委員会及び入札制度改善検討委員会幹事会で検討することとした。

¹² 庁議…市長、副市長、教育長、各部局長などで構成し、本市の行政運営の基本方針、重要施策及び重要課題への対応等について審議するとともに、各部局間の総合調整を行うなど市政の計画的かつ効率的な執行を図るための会議。

石岡市官製談合再発防止対策本部の役割（フロー図）



①原因究明

警察からの情報、報道内容、関係職員のヒアリング及び調査部会からの意見等により今回の事件の調査及び検証を行い、問題点をグルーピングして整理した。

主な問題点

【倫理】

- ・職場外で業者と会合や連絡が取れる。
- ・飲食やゴルフのお礼に指名業者の情報を渡す。
- ・自宅で7社の指名業者の情報、設計価格を教える。
- ・情報を漏洩した行為に対する謝礼の供与。
- ・業者の希望する指名業者リストを部下へ渡した。

【事務処理】

- ・見積価格をそのまま設計価格・予定価格としていた。
- ・1者見積による設計を行っていた。

【入札制度】

- ・実績作りのため超低価格で応札した入札があった。

【人事】

- ・専門職員（技師等）の配置が必要だった。

②類似案件等の調査

類似案件等調査については、今回の官製談合防止法違反及び加重収賄の発生を受け、業者との関係、入札制度、事務処理及び職員意識等を把握し、今後の再発防止取組方針に活かすことを目的に実施した。

類似案件等の調査としては、1) 職員向けアンケート調査（実態調査）2) 類似案件調査を実施し、分析結果からの問題点については、①原因究明に集約した。

1) 職員向けアンケート調査（実態調査）

対象：正規職員・再任用職員・会計年度任用職員 1,058名

内容：業者との関係、入札制度、事務処理・情報管理、職員意識、人事、職場環境についてのアンケート（実態調査）を実施した。全50問程度

時期：令和2年12月1日～12月15日

集計：令和2年12月下旬（アンケート結果の集計にあたっては、「原因究明」でのグルーピングと整合を図り、課題の整理や再発防止取組方針が連動できるようにした。）

方法：電子媒体（正規職員・再任用職員）

紙媒体（会計年度任用職員）

回答者数

単位：名

対象者数	正規職員・再任用職員	658
	会計年度任用職員	400
	計	1,058
回答者数	正規職員・再任用職員	629
	会計年度任用職員	383
	計	1,012
回答率	正規職員・再任用職員	95.59%
	会計年度任用職員	95.75%
	計	95.65%

※対象者数は、令和2年12月1日時点（回答可能職員）の人数。

主な問題点

【全体】正規職員・再任用職員においては、100%の回答率となるべきであり、一部の職員において、他人事ととらえ、問題意識が希薄となっている。

【倫理】業者から入札情報を聞かれたことがある。聞かれているのを見聞きしたことがあるとの回答があった。

【コンプライアンス】官製談合防止法の趣旨を理解していない。

【内部通報】業者から不当に情報提供要求があっても上司等に報告していない。また、内部通報もしていない。

【事務処理】3者以上参考見積を徴取することを理解していない。また、理解していても怠っている可能性がある。

【入札制度】年間の事業計画等を理解していない、または分からない職員がいる。

【人事】官製談合防止法や入札業務に関する研修が不足している。

【職場環境】契約に関する業務で悩みを相談できない。または分からない。

2) 類似案件調査

対象：平成30年度、令和元年度の指名競争入札（予定価格事後公表分）

内容：50万円超の業務委託 309件

80万円超の物品購入 70件

※調査当初381件としていたが、重複案件が1件、予定価格事前公表1件を除いた。

	業務（50万円超）	物品（80万円超）	計
H30	164	37	201
R1	145	33	178
合計	309	70	379

調査：調査部会の会員が2人1組で実施（1組約55件）

方法：業務委託・物品購入等におけるフローチャート及びチェックリストに基づき実施 ※必要に応じて担当者ヒアリング

時期：令和2年12月24日～令和3年1月27日

集計：令和3年2月中旬

主な問題点

【発注計画】事業計画がされていない案件があり、適正な工期が確保されていない。

【参考見積】3者以上徴取していないため、価格の妥当性が十分でない。

【予定価格】少数だが、外部からの問い合わせがある。

【情報管理】業者選考案作成のルールや業者選考案を作成しない制度も検討する必要がある。

【契約変更】契約を変更するにあたり、打ち合わせ協議簿が整っていない。

【罰則】違反業者に対する指名停止等の措置が甘い。

③現状の分析

入札制度・事務執行手続きについては、別組織である「入札制度改善検討委員会」で改善検討を進めた。

また、専門的な分野でもあり、調査部会で現状を把握し課題についての改善検討をすることは非常に困難であったため、調査部会としては、問題点や改善点に向けた意見を取りまとめ、対策本部を通じて入札制度改善検討委員会に改善検討依頼を行い、検討結果から再発防止取組方針を反映した。

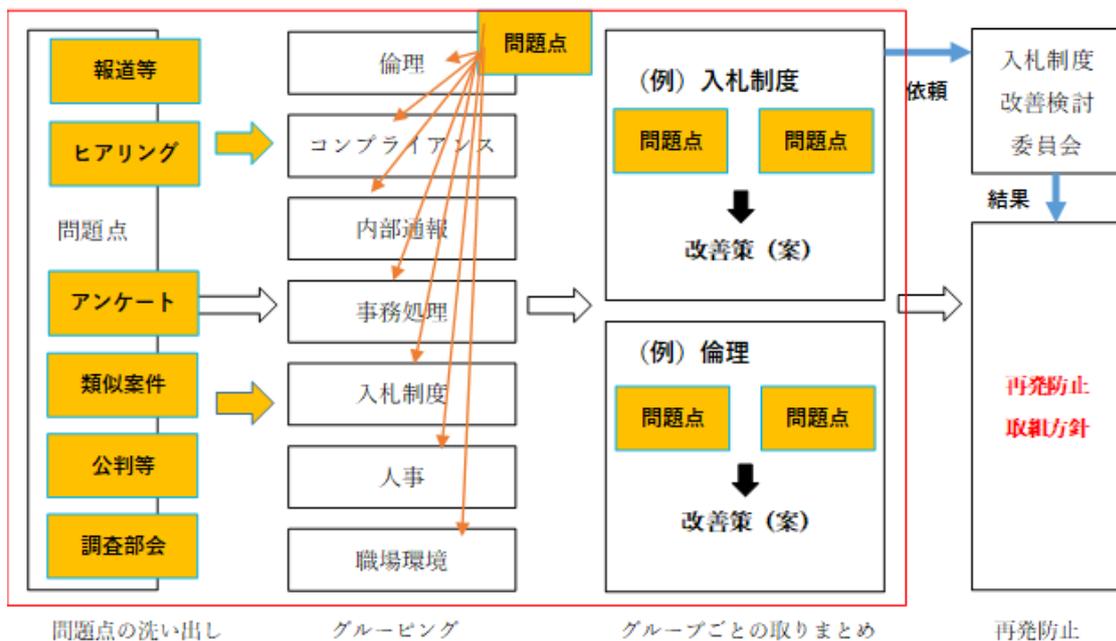
【検討依頼事項】

- ・ 事業計画がされていない案件があり、適正な工期が確保されていない。
- ・ 3者以上参考見積を徴取していないため、価格の妥当性が十分でない。
- ・ 予定価格について外部からの問い合わせがある。
- ・ 業者選考案作成のルールや業者選考案を作成しない制度の検討。
- ・ 違反業者に対する指名停止等の措置が甘い。
- ・ 意図的に分割発注してしまう。

5 問題点のグルーピング及び改善策の取りまとめ

①原因究明②類似案件等調査（職員向けのアンケート調査・類似案件調査）からのすべての問題点を7つのグループに取りまとめ、③現状の分析については、入札制度改善検討委員会からの検討結果を基に再発防止取組方針を取りまとめた。

1. 倫理
2. コンプライアンス
3. 内部通報
4. 事務処理
5. 入札制度
6. 人事
7. 職場環境



グループごとの問題点に対する改善策

【凡例】 ㊦…報道等から ㊧…アンケート分析から (P76 参照) ㊨…職員ヒアリングから

㊩…公判から ㊪…類似案件調査分析から (P92 参照)

※問題点の後の数字は、アンケート及び類似案件調査の設問番号

倫理

分類	区分	問題点	改善策
会合・会食	㊦・㊧・㊨	・職場外で業者との会合や連絡が取れる。【㊧2-1】	・業務用の携帯電話の配備 ・石岡市職員倫理規程の策定 (利害関係者対応)
	㊧	・業者から会食の誘いがある。【㊧2-6】	
	㊨	・飲食やゴルフ代金を肩代わりしてもらう。	
	㊨	・飲食やゴルフのお礼に指名業者の情報を渡す。	
打合せ	㊧	・業者と1人で打ち合わせを行う。【㊧2-2】	・主、副担当等、業務への複数人での関与 ・石岡市職員倫理規程の策定 (利害関係者対応)
	㊧	・受注者の自宅や職員の自宅で打ち合わせを行う。【㊧2-3】	
	㊦・㊨	・自宅で7社の指名業者、設計価格を教える。	
	㊦・㊨	・担当と業者で入札前の早い段階から準備ができる。	
接点	㊧	・同一業者と複数回契約することで接点が増える。【㊧2-11】	・石岡市職員倫理規程の策定 (利害関係者対応) ・人事のジョブローテーション ¹³ の強化
	㊨	・管理職となってから関係が密になった。	
	㊨	・公私を分けないで付き合いしていた。	
指示	㊨・㊧	・業者選考案に記載する業者の指示があったら断れない。【㊧5-8】	・石岡市職員倫理規程の策定 (利害関係者対応)
全般	㊧	・不祥事は個人の問題であると認識している。【㊧5-9】	・服務、コンプライアンスに係る基礎研修の強化 (意識の醸成)
	㊧	・問題意識が希薄である。【㊧1-4】	

¹³ ジョブローテーション…人材育成計画に基づき、戦略的に職種を変更する人事異動のこと。一つの部門で3～5年の経験を積み、他部門に異動するのが一般的といわれている。

コンプライアンス

分類	区分	問題点	改善策
趣旨	㊦	・官製談合防止法の趣旨を理解していない。【㊦5-1】	・官製談合防止法に係る研修の強化（コンプライアンスの徹底）
	㊦	・入札情報の漏洩が法令違反となり、懲戒処分の対象となることを理解していない。【㊦5-2】	・服務規律違反の場合の懲戒処分例の周知（不正に対する抑止力強化）
	㊦	・業者が非公表の情報を入手するため職員に働きかけを行った場合は、罰則があることを理解していない。【㊦5-5】	・指名停止等の罰則への理解・周知
漏洩	㊦・㊦	・入札情報漏洩に対する謝礼の供与。	・石岡市職員倫理規程の策定（利害関係者対応）
	㊦	・業者から入札情報を聞かれた。【㊦2-4】	・服務、コンプライアンスに係る基礎研修の強化

内部通報

分類	区分	問題点	改善策
漏洩	㊦	・業者から入札情報を聞かれているのを見聞きしたことがある。【㊦2-5】	・石岡市法令遵守の推進に関する条例 ¹⁴ に基づく、公益通報制度の周知・徹底
	㊦	・入札情報漏洩に対する謝礼を受け取ったことを見聞きしたことがある。【㊦2-9】	
会合・会食	㊦	・業者から会食に誘われているのを見聞きしたことがある。【㊦2-7】	・石岡市法令遵守の推進に関する条例に基づく、公益通報制度の周知・徹底
報連相	㊦・㊧	・入札情報に対する不当な情報提供要求を上司に報告していない。【㊦2-10】【㊧8-2, 10-2】	・報連相の徹底 ・上司の管理監督マネジメント能力の向上 ・石岡市法令遵守の推進に関する条例に基づく、公益通報制度の周知・徹底
指示	㊧・㊦	・随意契約で行うよう部下へ指示。【㊦5-6】	・石岡市法令遵守の推進に関する条例に基づく、公益通報制度の周知・徹底
	㊧・㊦	・業者の希望する指名業者リストを部下へ渡した。【㊦5-7】	
	㊧・㊦	・業者選考案に記載する業者の指示があったら断れない。【㊦5-8】	
全般	㊦	・過去の落札結果に関して、情報漏洩など不自然に感じていた。【㊦5-4】	・石岡市法令遵守の推進に関する条例に基づく、公益通報制度の周知・徹底

¹⁴ 石岡市法令遵守の推進に関する条例…公益通報者保護制度及び要望等の記録制度について必要な事項を定めた条例。

事務処理

分類	区分	問題点	改善策
仕様・設計	㊦㊧	・見積価格をそのまま設計・予定価格としてしまう。【㊦3-1】	<ul style="list-style-type: none"> ・契約業務に係る設計・積算実務研修の強化 ・設計・積算の参考となるマニュアルの整備
	㊦	・他の職員の設計書を使用してしまう。【㊦4-2】	
	㊦	・仕様書, 図面の作成が業者任せになっている。【㊦3】	
	㊦	・一式計上により, 積算に時間を要するため, 入札参加者の負担が増す。【㊦4】	
見積	㊦・㊧	・参考見積を3者以上徴取することを理解していない。または怠ってしまう。【㊦3-2】	<ul style="list-style-type: none"> ・見積徴取時の対応方法の周知・徹底（設計・積算に係る価格の妥当性判断） ・設計・積算に係る事務処理の徹底 ・上司の管理監督マネジメント能力の向上 ・組織としての庁内統制の強化
	㊦・㊧	・1者見積で積算してしまう。【㊦3-6】	
	㊦	・慣例上, 3者以上の見積りを徴取することとしていた。	
	㊦	・参考見積を3者以上徴取していないため, 価格の妥当性が判断できない。【㊦5】	
契約変更	㊦	・起工時の積算を精査していない。【㊦3-3】	<ul style="list-style-type: none"> ・契約業務に係る設計・積算実務研修の強化 ・妥当性を判断するための精査方法の強化
	㊦	・清掃業務で変更契約があった。	
情報管理	㊦・㊦	・入札情報が外部に漏洩しないよう適切に管理されていない。【㊦4-1】【㊦8-1, 10-1】	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理の徹底（紙媒体・電子データ・持ち出し） ・公文書管理研修の継続及び公文書管理の徹底 ・業者選考案作成方法の見直し
	㊦	・設計に関する業務を自宅で行ってしまう。【㊦4-3】	
事務過程	㊦・㊦	・年間の事業計画が共有されていない。【㊦4-4】【㊦1】	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の年間計画の義務化 ・契約業務事務手続き（一連）のマニュアル整備 ・業者選考委員会開催に係る年間スケジュールの公表
	㊦	・事務処理が適正に行われていない。【㊦4-5】	
	㊦	・業者選考委員会 ¹⁵ の開催時期が分からず, 突然告知される。	

¹⁵ 業者選考委員会…石岡市が発注する建設工事等の入札による請負業者を選定する組織。

	<p>㊦</p> <p>㊧</p> <p>㊨</p> <p>㊩</p> <p>㊪</p>	<p>・業者選考案作成の時間的猶予がない。</p> <p>・当初予算計上にも関わらず、発注が遅い。【㊦6】</p> <p>・事務決裁規程¹⁶に基づかない決裁がある。【㊦7】</p> <p>・入札執行伺の取り扱いの認識が曖昧。【㊦9】</p> <p>・完了検査後、支払いに遅延が生じている。【㊦14】</p>	<p>・チェック体制の強化に伴う事務決裁規程の見直し</p>
--	--	--	--------------------------------

¹⁶ **事務決裁規程**…事務の合理的かつ能率的処理や文書の決裁権限のルールを定めたもの。

入札制度

分類	区分	問題点	改善策
制度理解	㊦・㊧	・予定価格の事前、事後公表等の知識不足。【㊦3-9】	・入札制度研修の実施
	㊦・㊧	・不明な部分を見積徴取業者に相談してしまう。【㊦3-10】	・契約業務に係る設計・積算実務研修の強化
	㊦・㊧	・一連の契約業務の研修不足。【㊦3-11】	・設計・積算の参考となるマニュアルの整備
	㊧	・業務委託，物品購入の指名競争入札は，事後公表（入札前非公表）となることを理解していない。【㊦5-3】	
見積	㊦・㊧	・参考見積を依頼された業者は有利となる。【㊦3-1】	・入札制度改善検討委員会に検討依頼
	㊦	・参考見積を徴取した業者は慣例として指名に入る。	
契約変更	㊧	・変更契約の経験がない。【㊦3-3】	・変更契約事務に係るマニュアルの整備
	㊦	・変更契約に打ち合わせ協議簿が整っていない。【㊦13】	
情報管理	㊦	・業者選考委員会へ諮る最終選考案は担当課へ報告する必要はない。	・入札制度改善検討委員会に検討依頼
	㊦	・市のホームページに公開されている指名参加名簿では，業者が有している資格等の詳細情報までは分からない。	
	㊦	・業者選考案の取り扱いや事前公表制度への見直し。【㊦11】	
落札	㊧	・予定価格を大きく下回る応札があった。【㊦3-4】	・入札制度改善検討委員会に検討依頼
	㊦	・実績作りのため超低価格で応札した入札があった。	
分割発注	㊦・㊧	・随意契約とするため，意図的に分割発注している。【㊦3-8】	・入札制度改善検討委員会に検討依頼

工期	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・工期算定システム¹⁷が活用されていない。【<input type="checkbox"/>3-5】 ・標準履行期間¹⁸の確認がされていない。【<input type="checkbox"/>3-5】 ・適正な工期が確保されていない【<input type="checkbox"/>1】 ・短い工期であったため、限られた業者しか受注できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な工期確保に向けた工期算定システムの活用 ・見積徴取時の標準履行期間を記載（業者依頼）
罰則	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・違反行為に対する指名停止等の措置が甘い。【<input type="checkbox"/>3-7】 ・悪質な業者に対するペナルティが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札制度改善検討委員会に検討依頼
接点	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務をスムーズに行うため、特定の業者が受注することを期待してしまう。【<input type="checkbox"/>4-5】 ・スポーツ振興課の業務を多数請け負っていた。 ・市内業者に落札してほしい思いが強い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札制度改善検討委員会に検討依頼

¹⁷ 工期算定システム…設計書から項目ごとの必要日数を自動計算するシステム。

¹⁸ 標準履行期間…施工に必要な実日数に準備と後片付け日数などを加えたもの。

分類	区分	問題点	改善策
人員	㉔・㉕	・工事や業務委託を担当する専門職員が少ない。【㉔6-1】	・専門職員確保を計画的に実施 ・各種研修等の充実による人材育成
	㉔・㉕	・業務量に対して人員が不足している。【㉔6-2】	・定員管理計画 ¹⁹ の中間見直し（適正人員の確保）
報連相	㉔・㉕	・支所等, 出先機関には, 契約業務を相談できる部署が少ない。【㉔6-3】	・適正配置の実施（組織機構の見直しも含む） ・契約業務に係る情報共有及び相談環境の構築
	㉕	・官製談合防止法や入札業務に関する情報共有や指導が不足している。【㉔6-5】	・定期的なミーティングの実施（進捗確認等） ・報連相の徹底
研修	㉕	・官製談合防止法や入札業務に関する研修が不足している。【㉔6-4】	・研修計画への反映（全職階に継続的に実施）

¹⁹ 定員管理計画…安定的な行政サービスを提供し続けるため、職員の定員を中長期的な視点で管理し、行財政運営を進めていくための計画。

職場環境

分類	区分	問題点	改善策
環境	☑	・業務上, 悩みを抱えている職員がいる。【☑7-1】	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知・活用 ・風通しの良い職場環境づくり (コミュニケーション) ・事務の効率化による働き方改革 ・業者との打合せスペースの確保
	☑	・入札に関する悩みを相談できる同僚や先輩がいない。【☑7-2】	
情報管理	☑	・情報漏洩の観点から, 周囲に注意を払っていなかった。【☑7-3】	<ul style="list-style-type: none"> ・上司の管理監督マネジメント能力の向上 ・部外者の執務室内立入禁止の徹底 ・公文書管理研修の継続及び公文書管理の徹底 ・サービス, コンプライアンスに係る基礎研修の強化 (意識の醸成) ・石岡市職員倫理規程の策定 (利害関係者対応)
	☑	・個人情報や機密情報を管理している意識が希薄であった。【☑7-4】	

6 再発防止取組方針

今回の事件は、市役所本庁舎、八郷総合支所及び関連施設が警察の家宅捜索を受けるなど、極めて深刻な事態となった。市民の皆様をはじめ、多くの皆様の市政に対する信頼を大きく失墜させた。

この事件を教訓に、これまで以上に公平・公正で開かれた市政運営を行い、このような事件を二度と起こさないためにも、全職員が「自分の事」として捉え、再発防止に向けて主体的に取り組む必要がある。

このため、事件の原因等を踏まえ、職員一人ひとりが不正の根絶に向けて取り組む「再発防止取組方針」として、7つのグループを「4本の柱」に整理した。

【再発防止取組方針の「4本の柱」】

対策1 職員一人ひとりの正しい倫理意識の向上

対策2 コンプライアンスの徹底及び内部通報制度の確立

対策3 入札制度・事務処理の適正化

対策4 不祥事を発生させない人事管理・職場環境

対策1 職員一人ひとりの正しい倫理意識の向上

① 課題

- 職場外で業者との会合や連絡が取れる。
- 業者から会食の誘いがある。
- 業者と一人で打ち合わせを行う。
- 業者と公私混同してしまう。
- 不祥事は個人の問題であると認識している。
- 問題意識が希薄である。

今回の事件は、職員の公務員としての資質に関わる問題でもあり、職員に公務員としての服務・倫理に基づく自己規制が働けば、このような事件に陥ることは避けられたはずである。

不祥事を防止するためには、まずは職員一人ひとりが、法令だけにとどまらず、社会規範、ルール、マナーを含め、服務規律の徹底と倫理意識の維持・向上に向けて心構えを正し、自分自身を律することが重要となる。

また、本市には利害関係者との関係を規定した職員倫理規程がないことや、業務用の携帯電話を配備しておらず、個人の携帯で連絡を取り合っていること、主、副担当など複数人での業務に対応できていなかったことが大きな課題として浮き彫りになった。

これは、職員が正しい倫理観を持ち合わせておらず、危機意識が低いこと、他職員への無関心・不干渉など職員相互の牽制・チェック機能が不十分であったと言わざるを得ない。

② 取組内容

【重点的な取組】

- 石岡市職員倫理規程を策定し、利害関係者との関係を明確化する。
- 業務用の携帯電話を配備し、業者との連絡に個人の携帯を使用しない。
- 主、副担当が業務に関与することで、一人に対応することがないようにする。

【具体的な取組】

ア サービス・倫理の徹底

No.	項目	実施内容	時期	対象	対応
1-1	石岡市職員倫理規程の策定	利害関係者との関係を明確にし、不祥事を起こさない環境づくりを図る。	R3.9	全職員	総務課

1-2	服務・倫理等に係る職員の基礎研修の強化	職員が地方公務員等の関係法規を理解し、全体の奉仕者として職務に専念し、公正な職務の執行が徹底されるよう、服務・倫理等の基礎研修を強化する。	通年	全職員	総務課
-----	---------------------	---	----	-----	-----

イ 業者との連絡

No.	項目	実施内容	時期	対象	対応
1-3	業務用携帯の配備	業者との連絡は配備用携帯電話を使用し、公私混同を防ぐ。	R4.5	全課	管財課
1-4	複数人での対応	業者との打ち合わせ等は原則市役所で行うものとし、主、副担当など、複数人で対応する。	通年	全職員	各課

	先進事例や第三者の意見を参考とした取組
	実施済み又は継続して実施している取組
	今後実施する取組

対策2 コンプライアンスの徹底及び内部通報制度の確立

① 課題

- 官製談合防止法の趣旨を理解していない。
- 入札情報の漏洩が法令違反となり、懲戒処分の対象となることを理解していない。
- 業者から入札情報を聞かれているのを見聞きした職員がいる。
- 業者から会食に誘われているのを見聞きした職員がいる。
- 入札情報に対する不当な情報提供要求を上司に報告していない。
- 随意契約で行うよう上司から指示があったら断れない。
- 過去の落札結果から情報漏洩など不自然に感じている。

今回の事件の発端は、公務員としての服務・倫理感の欠如に起因する部分が大きいが、原因はこれだけでなく、組織全体のコンプライアンスの欠如による部分も浮き彫りとなった。

また、職員アンケート等から、業者から会食の誘いや、入札情報を聞かれているのを見聞きした職員がいるにも関わらず、公益通報制度等の十分な理解がなく、実践に至っていなかった。

このことから、官製談合防止法に係る研修の強化、服務規律違反の場合の懲戒処分例の周知、令和3年1月16日施行となった「石岡市法令遵守に関する条例」に基づく公益通報制度の確立が課題である。

さらには、「上司が絶対」「目上の職員」という意識により、自由な話し合いや上司に対して的確に報告・連絡・相談する環境が阻害され、風通しの良い職場づくりにつながらないことから、上司の管理監督マネジメントの強化、業務に対する報連相の徹底が必要である。

② 取組内容

【重点的な取組】

- 官製談合防止法等の研修を強化することで、コンプライアンス意識を醸成する。
- 服務規律違反の場合の懲戒処分例を全庁的に周知することで、不正に対する抑止力を強化させる。
- 令和3年1月16日に施行となった、「石岡市法令遵守に関する条例」に基づく公益通報制度の周知・徹底を図る。
- 職場内で報連相を徹底し、上司の管理監督マネジメント能力を向上させる。

【具体的な取組】

ア コンプライアンスの徹底

No.	項目	実施内容	時期	対象	対応
2-1	官製談合防止法研修の継続	1年に1回程度、専門研修として官製談合防止法に係る研修を実施し、全職員に法の趣旨を理解させる。	通年	全職員	総務課
2-2	コンプライアンス研修の強化	これまで、定期的実施してきたコンプライアンス研修を全職員が受講できるようにする。	通年	全職員	総務課

イ 抑止力の強化

No.	項目	実施内容	時期	対象	対応
2-3	服務規律違反時の懲戒処分例の公表	服務規律違反の場合の懲戒処分例を全庁的に周知することで、不正に対する抑止力を強化する。	R3.7	全職員	総務課
2-4	上司の管理監督マネジメント能力の向上	業務における報連相を徹底し、上司の管理監督マネジメント能力を向上させ、不正を未然に防ぐ。	通年	全職員	管理職

ウ 公益通報制度の確立

No.	項目	実施内容	時期	対象	対応
2-5	内部通報制度の活用	不正のおそれがある事案を見聞きした場合に、内部通報制度を機能させ、不正を未然に防ぐ。	通年	全職員	総務課

	先進事例や第三者の意見を参考とした取組
	実施済み又は継続して実施している取組
	今後実施する取組

対策3 入札制度・事務処理の適正化

① 課題

- 見積価格をそのまま設計・予定価格としてしまう。
- 参考見積を3者以上徴取することを理解していない。または怠ってしまう。
- 1者見積で積算してしまう。
- 入札前に情報が外部に漏洩しないよう適切に管理されていない。
- 年間の事業計画が共有されていない。
- 業者選考委員会の開催時期がわからない。また、業者選考案作成の時間的猶予もない。
- 予定価格の事前・事後公表等の知識が不足している。
- 一連の契約業務の理解が不足している。
- 業者選考案の取り扱いや事前公表制度への見直しが必要である。
- 予定価格を大きく下回る応札がある。実績作りのため超低価格で応札がある。
- 随意契約とするため、意図的に分割発注している。
- 工期算定システムが活用されていない、標準履行期間の確認がされていない。
- 違反行為に対する指名停止等の措置が甘い。
- 業務をスムーズに行うため、特定の業者が受注することを期待してしまう。

本市では、これまでも適正な入札を執行するため、常に入札制度の見直しを図ってきた。特に石岡市建設工事等指名業者選定に関する規程²⁰については、その時代の背景に応じて見直してきた経緯があり、再発防止の取組と合わせて、今後も検討していく必要がある。

事件後、入札制度としては、入札すべき案件を随意契約にするために少額に分割して発注したという不適切な処理や参考見積徴取方法などの課題が残った。

また、入札に至るまでの事務処理についても、事務職が十分な理解を得ることなく行ってきたことで、設計・積算の精度、予定価格等の情報管理の在り方など様々な課題が浮き彫りとなった。

²⁰ 石岡市建設工事等指名業者選定に関する規程…石岡市が発注する建設工事等の入札の指名業者のルールを定めたもの。

② 取組内容

【重点的な取組】

- 契約業務に係る設計・積算実務研修を強化し、職員個々の能力を上げる。
- 参考見積徴取時の対応方法を統一し、価格の妥当性を判断するとともに、周知・徹底を図る。
- 紙媒体・電子データなどの持ち出しがないよう、情報管理の徹底を図る。
- 事業の年間計画作成を義務化し、スケジュールに基づく事務処理を徹底する。
- 業者選考委員会の年間開催スケジュールを公表し、計画的な事業展開を図る。
- 入札制度についての研修を実施し、全職員が制度の理解を深める。
- 積算等ガイドラインを作成し、定期的な職員研修により設計単価の適正化を図る。
- 最低制限価格の導入を検討する。
- スケジュール管理及び随意契約ガイドラインの研修を実施して職員の意識改革を図る。
- 厳罰化による抑止効果を図るため、市発注工事等における不正行為指名停止期間を36月へ改正する。
- 公務員倫理の徹底、予定価格の事前公表及び一般競争入札への移行など制度の適正化を図る。

【具体的な取組】

ア 石岡市入札制度への理解

No.	項目	実施内容	時期	対象	対応
3-1	契約業務に係る設計・積算実務研修	年に2回程度、設計・積算研修を実施し、職員の実務能力を向上させるとともに、設計・積算の参考となるガイドラインの整備を図る。	通年	全職員	契約 検査課
3-2	入札制度に関する研修	年に2回程度、入札制度に係る研修を実施することで、制度への理解を深め、全職員が契約に関する一連の流れを理解する。	通年	全職員	契約 検査課

イ 見積の徴取・指名

No.	項目	実施内容	時期	対象	対応
3-3	参考見積の徴取方法の統一化	参考見積は3者以上徴取し、徴取方法については、ルール化し周知・徹底を図ることで、全職員が同様の対応が図れるようにし、価格の妥当性を判断できるようにする。	R2.10 (実施済)	全職員	契約 検査課
3-4	見積徴取業者の指名の取り扱い	見積以外の手法による市場価格の確認を他自治体の例を参考に、見積徴取業者が有利にならない制度を検討する。	R3.8	係長	契約 検査課
3-5	標準履行期間の徹底	参考見積徴取時は、標準履行期間も付帯させることで、適切な工期算定を図る。	R3.3 (実施済)	全職員	契約 検査課

ウ 情報管理

No.	項目	実施内容	時期	対象	対応
3-6	入札情報の徹底管理	公文書管理に基づき、施錠ができるキャビネット等で厳重に管理することで、情報漏洩のリスクを軽減させる。	通年	全職員	管理職
3-7	業者選考案の取り扱い	業者選考案の取り扱いや業者選考案を担当課で作成しない仕組みなど事務処理や入札制度の検討を行う。	R4.4	全職員	契約 検査課
3-8	文書管理に関する研修	全職員が公文書管理の徹底を図り、適切な文書管理を理解する。	通年	全職員	総務課

エ 事業計画

No.	項目	実施内容	時期	対象	対応
3-9	年間事業計画の義務化	年度当初に事業の年間計画を作成し、スケジュールに基づいた事務の執行を実施することで、適切な工期を確保する。	R4.4	係長	所属長

3-10	業者選考委員会の年間スケジュールの公表	グループウェア ²¹ により業者選考委員会の開催スケジュールを公表し、適正な事業計画の策定を促す。	R3.3 (実施済)	全職員	契約 検査課
------	---------------------	--	---------------	-----	-----------

オ 入札・応札・発注

No.	項目	実施内容	時期	対象	対応
3-11	予定価格を大幅に下回る落札への対応	品質確保及び不良不適格業者を排除するため、最低制限価格の導入を検討する。	R4.4	全職員	契約 検査課
3-12	意図的な分割発注への対応	契約内容の透明性を図るため、随意契約内容をホームページで公表する。 決裁文書のチェック体制を強化するため事務決裁規程を見直す。	R3.4 (実施済)	全職員	契約 検査課
3-13	違反行為に対する指名停止措置等の強化	厳罰化により同様の事案の抑止を図るため、贈賄、独占禁止法違反行為、談合及び競売入札妨害の市発注工事等による指名停止期間を24月から36月へ改正する。	R3.4 (実施済)	全職員	契約 検査課
3-14	特定業者が受注することへの対応	公務員倫理を徹底し、予定価格の事前公表、一般競争入札への移行など制度の適正化を図る。	R4.4	全職員	契約 検査課
3-15	第三者の視点による不正行為の抑止	第三者のチェック体制により不正行為の抑止を図るため、入札監視委員会を設置する。	R4.4	全職員	契約 検査課

	先進事例や第三者の意見を参考とした取組
	実施済み又は継続して実施している取組
	今後実施する取組

²¹ グループウェア…企業など組織内のコンピューターネットワークを活用した情報共有のためのアプリケーションソフトウェアのこと。

対策4 不祥事を発生させない人事管理・職場環境

① 課題

- 工事や業務委託を担当する専門職員が少ない。
- 業務量に対して人員が不足している。
- 支所等出先機関には、契約業務を相談できる部署が少ない。
- 業務上、悩みを抱えている職員がおり、入札に関する悩みを相談できない。
- 情報漏洩の観点から、周囲に注意を払っていなかった。
- 個人情報や機密情報を管理している意識が希薄であった。

人事異動や人事評価、昇任・昇格制度の導入など、内部統制の仕組みを確立し、職場環境の改善と人材育成に取り組むとともに、不正を絶対に許さない土壌の醸成に努め、不正が発生した場合には、厳格に対処することが重要となる。

また、本市の人口は減少傾向にあるが、市民ニーズの多様化による事務処理の増加や専門職員の確保など、定員管理についても見直しが必要である。

さらに、今回の事件は、在課年数が長くなり公私混同してしまったことで発生したこともあり、定期的なジョブローテーションを強化していく必要がある。

その他、AIやRPA²²など、事務を効率化することで、ワークライフバランスを重視した働き方改革、業者との打ち合わせスペースの確保や執務室内への立ち入り禁止など、職場環境への課題も浮き彫りとなった。

²² RPA…Robotic Process Automation の略。人間がコンピューターを操作して行う作業をソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。主に企業などのデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うもので、業務の効率化や低コスト化を進めることができる。

② 取組内容

【重点的な取組】

- 定員管理計画の中間見直しを実施し、専門職員の確保を計画的に実施する。
- 専門研修やOJT²³等による人材育成を図り、職員のスキルアップを図る。
- 定期的なジョブローテーションにより、不正のリスクを軽減する。
- AIやRPA等を活用し事務の効率化を図ることで、働き方改革を推進し、職員の負担軽減を図る。
- 営繕等、専門的な相談ができる環境を構築し、部局間を超えた連携を図る。
- 定期的なミーティングを行い、進捗状況の確認を徹底する。
- 悩みなど気軽に相談ができ、ハラスメントのない「風通しの良い職場」づくりを進める。
- 業者との打ち合わせスペースの確保や、部外者の執務室内立入禁止を徹底することで、不正のリスクを軽減し市民から疑念を受けない環境を検討する。

【具体的な取組】

ア 人事

No.	項目	実施内容	時期	対象	対応
4-1	定員管理計画の見直し	多様化する業務や専門職員の確保等を踏まえた定員管理を見直すことで、契約業務に必要な専門職を計画的に確保する。	R3.7	全職員	総務課
4-2	人材育成	専門研修を充実させるとともに、OJTによる職場内研修の機会を創出し、より多くの職員が契約業務に精通できるよう、人材育成を図る。	R4.4	全職員	総務課
4-3	定期人事異動等の強化	不正へのリスクを軽減するため、定期人事異動の複数化やジョブローテーションの強化を図る。	R4.4	全職員	総務課
4-4	事務の効率化	汎用的な業務は、AIやRPAの技術を利用することで、事務の効率化を図り、職員のワークライフバランスの向上を図る。	R3.1 (実施済)	全職員	総務課 情報 政策課

²³ OJT…on-the-job-training の略。職員を職務遂行の過程で訓練すること。職場訓練 shoptaraining, 職場指導, 職務上指導などともいう。

4-5	チェック体制の強化	分散していた業務及び職員を1箇所に集約することで、本来携わべき業務に専念できる環境を構築するとともに、各業務のチェック体制を強化する。	R3.4 (実施済)	全職員	総務課
-----	-----------	---	---------------	-----	-----

イ 相談環境・ハラスメント対策

No.	項目	実施内容	時期	対象	対応
4-6	専門的知識の相談体制	営繕等、専門的知識が必要な業務は、建築住宅指導課と連携を図りながら、相談環境を構築する。	R3.4 (実施済)	全職員	所属長
4-7	ハラスメントの防止	上司が部下に不当な指示をしない、または断れる環境を強化するため、ハラスメント研修を継続して実施するとともに、すべてのハラスメントを包括した指針を策定する。	R3.4 (実施済)	全職員	総務課
4-8	相談窓口の活用	石岡市法令遵守に関する条例に基づく内部通報制度のほか、総務課内の相談環境を周知し、風通しの良い職場づくりを推進する。	R3.5 (実施済)	全職員	総務課

ウ 職場環境

No.	項目	実施内容	時期	対象	対応
4-9	打ち合わせスペースの確保	業者との打ち合わせ場所を確保し、開かれた場所を提供することで、疑惑を招くことがないような環境を検討する。	R4.10	全職員	管財課 支所総務課
4-10	部外者の執務室内の立入禁止	執務室内への部外者（OB含む）の立入禁止を徹底し、情報管理の強化を図る。	R3.7	全職員	所属長

	先進事例や第三者の意見を参考とした取組
	実施済み又は継続して実施している取組
	今後実施する取組

7 取組スケジュール

対策1 職員一人ひとりの正しい倫理意識の向上

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ア サービス・倫理の徹底				
石岡市職員倫理規程の策定	実施	→	→	→
サービス・倫理等に係る職員の基礎研修の強化	実施	→	→	→
イ 業務との連絡				
業務用携帯の配備		実施	→	→
複数人での対応	実施	→	→	→

対策2 コンプライアンスの徹底及び内部通報制度の確立

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ア コンプライアンスの徹底				
官製談合防止法研修の継続	実施	→	→	→
コンプライアンス研修の強化	実施	→	→	→
イ 抑止力の強化				
サービス規律違反時の懲戒処分例の公表	実施	→	→	→
上司の管理監督マネジメント能力の向上	実施	→	→	→
ウ 公益通報制度の活用				
内部通報制度の活用	実施	→	→	→

対策3 入札制度・事務処理の適正化

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ア 入札制度への理解				
契約業務に係る設計・積算実務研修	実施			
入札制度に関する研修	実施			
イ 見積の徴取・指名				
参考見積の徴取方法の統一化	実施済			
見積徴取業者の指名の取り扱い	実施			
標準履行期間の徹底	実施済			
ウ 情報管理				
入札情報の徹底管理	実施			
業者選考案の取り扱い		実施		
文書管理に関する研修	実施			
エ 事業計画				
年間事業計画の義務化		実施		
業者選考委員会の年間スケジュールの公表	実施済			
オ 入札・応札・発注				
予定価格を大幅に下回る落札への対応		実施		
意図的な分割発注への対応	実施済			
違反行為に対する指名停止措置等の強化	実施済			
特定業者が受注することへの対応		実施		
第三者の視点による不正行為の抑止		実施		

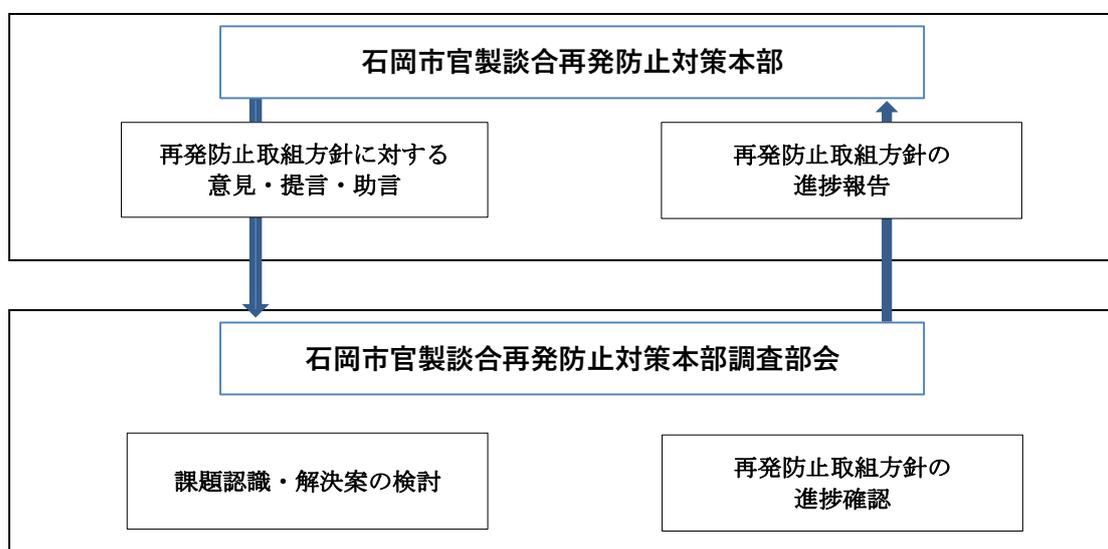
対策4 不祥事を発生させない人事管理・職場環境

取組項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ア 人事				
定員管理計画の見直し	実施	→	→	→
人材育成		実施	→	→
定期人事異動等の強化		実施	→	→
事務の効率化	実施中	→	→	→
チェック体制の強化	実施済	→	→	→
イ 職場環境・ハラスメント対策				
専門的知識の相談体制	実施済	→	→	→
ハラスメントの防止	実施済	→	→	→
相談窓口の活用	実施済	→	→	→
ウ 職場環境				
打ち合わせスペースの確保		実施	→	→
部外者の執務室内の立入禁止	実施	→	→	→

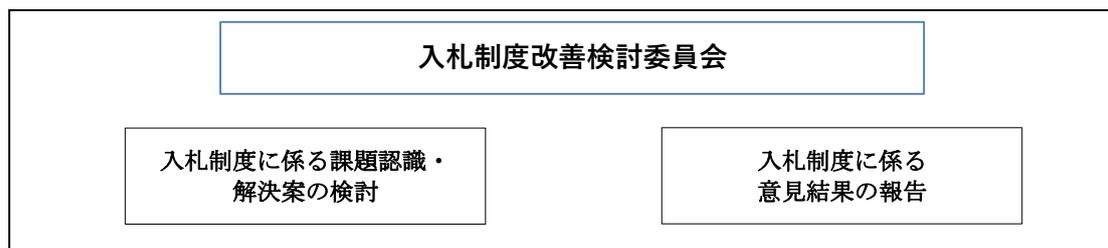
8 再発防止に向けた取組体制

再発防止取組方針は、全職員を対象とした職員アンケートや類似案件調査の実施をはじめ、課長級で構成される調査部会や庁議メンバーで構成される対策本部の中で多くの職員が策定に関わってまとめられたものである。

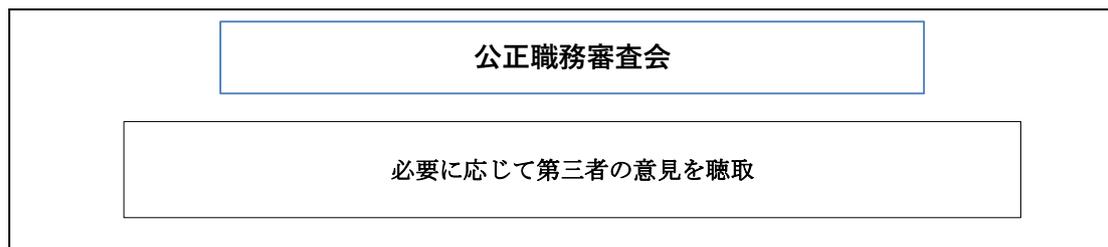
今後、職員一人ひとりが公務員としての高い倫理観と社会的責任を深く自覚し、この再発防止取組方針に則った取組を、一過性のものとせず、継続して進めていくことが大切である。この再発防止取組方針が画餅に帰することのないよう、対策本部等において進行管理に努めていく。



(入札制度・事務処理の適正化の進捗管理)



(必要に応じて)



9 おわりに

管理職の立場にあった教育委員会事務局参事兼スポーツ振興課長（当時）の逮捕は、市民の皆様のみならず、日々の業務を真剣かつ適正に遂行している多くの職員にとっても大きな衝撃と無念の思いを抱かせることとなった。

事件の原因は、当該職員の倫理意識の欠如など個人の資質に問題があったことは否定できないが、単に個人の問題によるものだけではなく、その背景には旧態依然とした上下関係や職場風土のほか、管理監督マネジメントや事務処理、入札制度、人事管理など、制度的な問題が内在することが浮き彫りになった。

職員アンケートでは、残念ながら100%の回答とならず、今回の事件を他人事ととらえ、問題意識が希薄な一面は見受けられたが、95.65%と大多数の職員が真剣に回答し、組織の再生と期待が強く込められた意見や提案があり、これらは本市職員であることの誇りの現れであるともいえる。

組織をつかさどる管理職の立場にある者は、この職員の「誇り」に感謝し、その「期待」に応えるべく組織・体制・制度の改革・改善により、「風通しの良い職場」づくりに努めなければならない。

再発防止取組方針は、単に事件や不祥事を起こさないためのものではなく、職員が今一度足元を見つめ直し、組織をより良くするために必要な「職員の行動指針」でもある。

今後、市長以下全職員は、石岡市職員であることの誇りと高い倫理観をもって公務員としてのあり方を自らに問いかけながら、不祥事を根絶するという強い決意で再発防止対策に取り組んでいく。

さらに、今回の事件を契機に、全職員が、再度、公務員としての原点に立ち返り、今後も「市民第一」「現場第一」「行動第一」を基本姿勢として、日々の業務に邁進し、市民の皆様の福祉の増進、サービスの向上に全力で取り組む。

資料

この資料は、事件発覚後の取組の経過や対策本部及び調査部会の会議資料の一部を掲載することで、再発防止取組方針に至るまでの経緯を確認するためのものである。

また、官製談合防止法に係る職員アンケート（実態調査）や類似案件調査の分析結果を公表することで、事件発覚前の現状及び問題点を理解し、今後の再発防止に努めるとともに、二度と同様の事件を繰り返すことのないよう、抑止力を働かせるものである。

資料1	事件発覚後の経過（詳細）	……	39
資料2	原因究明と再発防止に向けた検討	……	42
資料3	官製談合防止法に係る職員アンケート （実態調査）分析結果	……	76
資料4	類似案件調査分析結果	……	92
資料5	通達	……	98
資料6	要綱	……	99

資料1 事件発覚後の経過（詳細）

日にち	再発防止対策本部	入札制度改善検討委員会
令和2年		
10/2	・官製談合防止法違反の容疑で職員逮捕	
10/5	・市長訓示（公務員としての自覚・コンプライアンスの徹底）	
10/8		入札制度改善検討委員会 ・入札制度検討委員会幹事会へ調査検討指示
10/14		・指名停止措置 （株式会社アンテック：24箇月）
10/23	・10月2日の官製談合防止法違反の容疑で起訴 ・官製談合防止法違反の容疑で再逮捕	
10/23		・予算編成説明会（積算資料、指名業者、予定価格の守秘義務）
10/28	第1回官製談合再発防止対策本部 ・対策本部設置概要 ・調査部会への調査指示	入札制度改善検討委員会 ・入札制度検討委員会幹事会へ調査検討指示
10/30		契約実務研修 ・入庁2～4年目職員を対象 ・初歩的な積算方法等 ・積算資料、指名業者、予定価格の守秘義務
11/2		入札制度改善検討委員会 ・起工時に単価算出説明書（3者以上の見積書）の作成
11/4	・10月23日逮捕の件が加重収賄の容疑で逮捕	
11/4		入札制度改善検討委員会幹事会 ・随意契約の公表について ・随意契約の運用について ・契約書約款について ※継続調査中
11/5	市長訓示（公務員としての正しい倫理・コンプライアンスの徹底）	
11/9		入札制度改善検討委員会 ・随意契約の公表について ・随意契約の運用について ・契約書約款について ※継続調査中

11/12	第1回官製談合再発防止対策本部調査部会 ・原因究明方針（案）の決定 ・類似案件等の調査（案）の決定 ・現状の分析（案）の決定	
11/13	・10月23日の官製談合防止法違反及び11月4日の加重収賄の容疑で起訴	
11/30	第2回官製談合再発防止対策本部 ・調査方法（案）の決定	
12/1～ 12/15	官製談合防止法に係る職員アンケート実施	
12/23		随意契約ガイドライン研修会 ・随意契約の運用の基礎知識と注意点 (係長・主任職員)
12/24～ 1/27	類似案件等調査（379件）	
令和3年		
1/8		入札制度改善検討委員会 ・随意契約の運用について ・予定価格の公表方法について
1/12 1/14		設計書・仕様書作成研修会（係長・主任・希望職員）
1/20	第2回官製談合再発防止対策本部調査部会 ・再発防止に向けたこれまでの取組 ・原因究明の分類について ・アンケート分析結果の報告 ・今後の取組	
1/20	コンプライアンス研修（課長級以上）	
1/22	初公判	
1/25	第3回官製談合再発防止対策本部 ・原因究明の分類について ・アンケートの分析結果について ・今後の取組	
1/26	公務員倫理研修（係長級職員）	
2/1		入札制度改善検討委員会 ・随意契約の運用について ・予定価格の公表方法について
2/17		入札制度改善検討委員会 ・随意契約の運用について ・予定価格の公表方法について
2/18	第2回公判	
2/19	懲戒処分（免職）	
2/22	市長訓示（公務員としての正しい倫理・コンプライアンスの徹底）	

2/26	官製談合防止法研修（課長補佐級職員）	
3/5	第3回官製談合再発防止対策本部調査部会 ・再発防止に向けたこれまでの取組 ・類似案件調査の分析結果について ・原因究明の分類について ・今後の取組	
3/11	第4回官製談合再発防止対策本部 ・再発防止に向けたこれまでの取組 ・類似案件調査の分析結果について ・原因究明の分類について ・今後の取組	入札制度改善検討委員会 ・業者選考案の取扱い ・入札参加業者の業種別名簿の公表 ・指名業者の事前公表 ・指名停止等の罰則の厳罰化
3/22	判決（懲役2年 執行猶予4年 追徴金10万円）	
4/8		入札制度改善検討委員会 ・業者選考案の取扱い ・入札参加業者の業種別名簿の公表 ・指名業者の事前公表 ・指名停止等の罰則の厳罰化
4/16	第4回官製談合再発防止対策本部調査部会 ・再発防止に向けたこれまでの取組 ・入札制度改善検討委員会からの検討結果について ・再発防止取組方針（素案）について	
4/22	第5回官製談合再発防止対策本部 ・再発防止に向けたこれまでの取組 ・入札制度改善検討委員会からの検討結果について ・再発防止取組方針（素案）について ・第三者の視点について	
5/12～ 5/21	第三者の意見聴取	
6/4	第5回官製談合再発防止対策本部調査部会 ・再発防止に向けたこれまでの取組 ・官製談合再発防止取組方針（案）に対する第三者の意見について	
6/7	第6回官製談合再発防止対策本部 ・再発防止に向けたこれまでの取組 ・官製談合再発防止取組方針（案）に対する第三者の意見について	

資料2 原因究明と再発防止に向けた検討

全庁的に事件の原因究明，職員の不祥事の根絶とコンプライアンスを強化するため，令和2年10月28日に対策本部並びに下部組織として調査部会を設置した。

対策本部の設置

本部長：市長

副本部長：副市長・教育長

委員：市長直轄組織理事，市長公室長，総務部長，財務部長，生活環境部長，保健福祉部長，経済部長，都市建設部長，都市建設部理事，会計管理者，農業委員会事務局長，監査委員事務局長，議会事務局長，教育部長，八郷総合支所長，消防長

※令和3年度の組織体制の見直しに伴い，令和3年4月1日の改正要綱により市長直轄組織理事を追加。（第5回対策本部より出席）

【会議概要】

第1回 石岡市官製談合再発防止対策本部

【会議名】 第1回 石岡市官製談合再発防止対策本部

【日 時】 令和2年10月28日（水）午前11時～午後0時20分

【場 所】 石岡市役所 201 会議室

【出席者】 <本部長> 市長

<副本部長> 教育長

<委員> 市長公室長，総務部長，財務部長，生活環境部長，保健福祉部長，経済部長，都市建設部長，都市建設部理事，農業委員会事務局長，議会事務局長，教育部長，八郷総合支所長，消防長

<連絡員> 市長公室次長，総務部次長，財務部次長，生活環境部次長，保健福祉部次長，経済部次長，都市建設部次長，会計課長，農業委員会事務局課長補佐，議会事務局庶務議事課長，教育次長，消防次長

<事務局> 総務課（課長・課長補佐）

契約検査課（課長・課長補佐）

【議 題】 （1）石岡市官製談合再発防止対策本部の概要について

（2）今後のスケジュールについて

（3）その他

【要 旨】 （1）石岡市官製談合再発防止対策本部の概要について

○石岡市官製談合再発防止対策本部要綱の制定についての説明

・所掌事務の確認，会議非公開の決定，調査部会の確認

○対策本部設置への背景，趣旨，目的の説明

・別添，会議資料のとおり

○下部組織「調査部会」の設置，所掌事務，構成員について

・部会長，副部会長，会員の推薦，役割の確認

○指名競争入札の流れについて説明

（2）今後のスケジュールについて

○対策本部と調査部会の関連性についての説明

○開催数等の説明

・別添，会議資料のとおり

(3) その他

- 次回石岡市官製談合再発防止対策本部の開催時期について
 - ・調査部会開催後，11月下旬を予定

【資料】 会議資料のとおり

第1回会議資料

1. 設置への背景

当該職員：教育委員会事務局 参事兼スポーツ振興課長

【逮捕1】

日 時：令和2年10月2日（金）

本件概要：平成30年10月11日に入札を執行した「平成30年度石岡運動公園体育館メインアリーナダクト内清掃業務委託」の指名競争入札（以下「本件入札」）に関し、株式会社アンテック（事件当時代表）に不正に落札させようとして、同社役員（元代表）と共謀し入札に関する秘密事項である相手業者を伝達し、本件入札において本件設計金額と同額である予定価格に近接した金額で入札させて同社に本件入札を落札させ、入札の公正を害すべき行為を行った容疑で逮捕。

刑事裁判：令和2年10月23日付で起訴

【逮捕2】

日 時：令和2年10月23日（金）

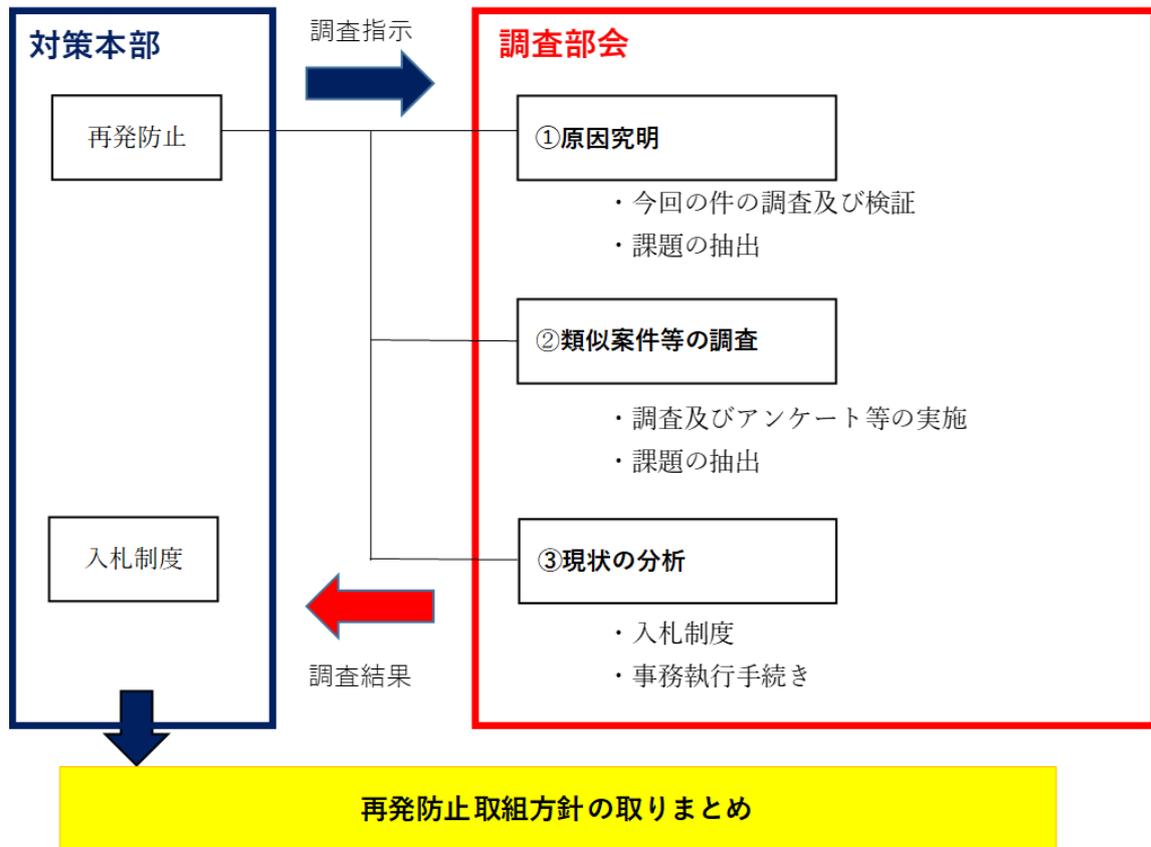
本件概要：「平成30年度石岡市八郷総合運動公園プール管理業務委託」「平成30年度石岡海洋センタープール管理業務委託」の入札に際し、設計価格及び指名業者の情報を同社に漏洩し「平成30年度石岡市八郷総合運動公園プール管理業務委託」の入札において同社を落札させた容疑で再逮捕。

2. 対策本部設置の趣旨・目的

本市では、随時、契約制度や執行管理体制の見直しを図るとともに、職員のコンプライアンス意識の向上に努めてきたところではあるが、上記事件の発生により、過去に行われていた不正が明らかとなった。

今後は、これまで以上の適正な事務執行に向けた取組を確固たるものとするため、「石岡市官製談合再発防止対策本部」を設置し、原因究明・類似案件等の調査・現状の分析の3点から検証を行い、再発防止取組方針をまとめていく。

そのうえで、客観的な視点を反映させる必要がある場合は、第三者である有識者等から意見を聴取していく。



①原因究明

- ・事件発生の要因を明確にし、それによる課題を整理し、再発防止取組方針を検討する。

②類似案件等の調査

- ・類似案件等を調査し、それによる課題を整理し、再発防止取組方針を検討する。
- ・職員に対し、実態把握のためのアンケート等を実施し、再発防止取組方針を検討する。

③現状の分析

- ・現在の入札制度・事務執行状況を分析し、改善策を検討する。

3. 今後のスケジュール

石岡市官製談合再発防止対策本部は、5回程度開催するものとし、開催にあたっては、調査部会で検討結果の取りまとめを行い、すべての取りまとめが完了した時点で、再発防止取組方針を公表する。

第2回 石岡市官製談合再発防止対策本部

【会議名】 第2回石岡市官製談合再発防止対策本部

【日時】 令和2年11月30日（月）午後4時20分～午後5時10分

【場所】 石岡市役所201会議室

【出席者】 <本部長>市長

<副本部長>教育長

<委員>市長公室長，総務部長，財務部長，生活環境部長，保健福祉部長，経済部長，都市建設部長，都市建設部理事，会計管理者，農業委員会事務局長，監査委員事務局長，議会事務局長，教育部長，八郷総合支所長，消防長

<連絡員>市長公室次長，総務部次長，財務部次長，生活環境部次長，保健福祉部次長，経済部次長，都市建設部次長，会計課長，農業委員会事務局課長，監査委員事務局課長補佐，議会事務局庶務議事課長，教育次長，消防次長

<事務局>総務課（課長・課長補佐），契約検査課（課長・課長補佐），教育総務課（課長・課長補佐）

【議題】（1）再発防止に向けた取組について

- ・原因の究明
- ・類似案件等の調査
- ・現状の分析

（2）官製談合防止についての通達

（3）その他

【要旨】（1）再発防止に向けた取組について

○石岡市官製談合再発防止対策本部の役割について

- ・対策本部，調査部会，入札制度改善検討委員会の役割について，フロー図を用いて説明

○石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会の開催概要の説明

- ・別添，会議資料のとおり

○調査方法（案）についての説明

- ・別添，資料案件1～3のとおり

（2）官製談合防止についての通達

○再発防止取組方針が取りまとめるまでの対応について

- ・本部長名で通達を発する

（3）その他

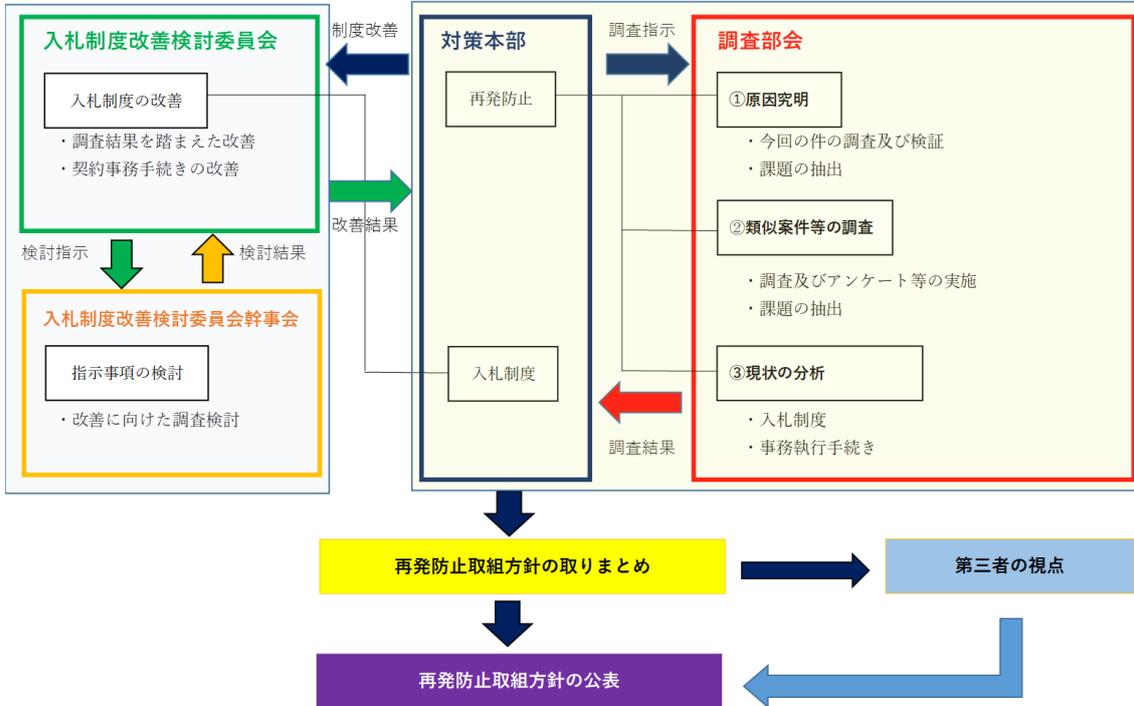
○次回石岡市官製談合再発防止対策本部の開催時期について

・調査部会開催後，1月下旬～2月上旬を予定

【資料】会議資料のとおり

第2回会議資料

石岡市官製談合再発防止対策本部の役割（フロー図）



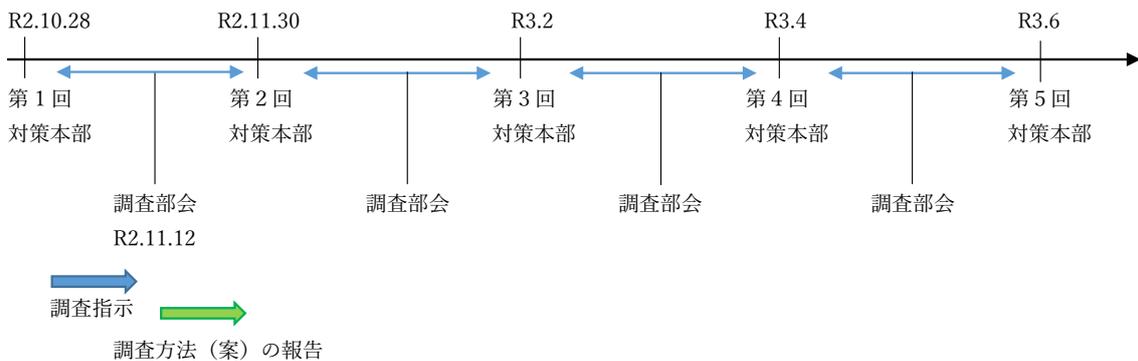
調査方法（案）

原因の究明	…	別紙 案件 1	原因の究明（案）
類似案件等の調査	…	別紙 案件 2	類似案件等の調査（案）
現状の分析	…	別紙 案件 3	現状の分析（案）

今後のスケジュール

石岡市官製談合再発防止対策本部は、5回程度開催するものとし、開催にあたっては、調査部会で検証結果の取りまとめを行い、すべての取りまとめが完了した時点で、再発防止取組方針を公表する。

※警察の捜査状況や調査内容等により、開催時期及び回数は変動する。



案件 1

原因の究明（案）

原因究明は大きく二つの方向から、課題を整理し、再発防止（案）を検討する。

【現状】

- 1 警察からの情報、報道内容、関係職員のヒアリング及び調査部会の意見からの問題点を整理することで、原因をグルーピングし、再発防止に向けた検討を行っていきます。

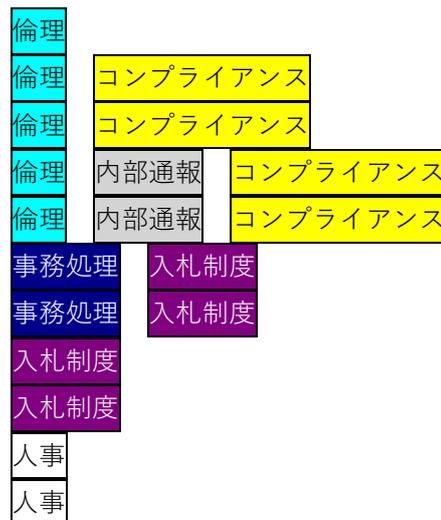
【今後】

- 2 当該職員の供述から問題点を整理し、再発防止に向けた検討を行っていく。そのため、今後の公判等を傍聴するなど、事実確認も行っていく。

警察・報道・職員等 現状からの問題点

（抜粋）

- ・職場外で業者と会合や連絡が取れる。
- ・自宅で7社の指名業者の情報、設計価格を教える。
- ・情報を漏洩した行為に対する謝礼の供与。
- ・随意契約で行うよう部下へ指示。
- ・業者の希望する指名業者リストを部下へ渡した。
- ・見積価格をそのまま設計価格・予定価格としていた。
- ・実績作りのため超低価格で応札した入札があった。
- ・1者見積による設計を行っていた。
- ・随意契約とするため分割発注した。
- ・専門職員（技師等）の配置が必要だった。
- ・気軽に相談できるよう支所にも契約検査課を配置。



今後、調査部会ですべての問題点を洗い出し、グルーピングしたうえで、再発防止取組方針を検討していく。また、職員向けのアンケートと問題点の整合を図ることで、職員の実態も踏まえた形とする。

問題点のグルーピング

倫理 **コンプライアンス** **内部通報** **人事** に該当する部分は、**職員アンケート結果**から、実態を踏まえた形で課題を抽出し、再発防止取組方針を検討する。

事務処理 に該当する部分は、**平成30年度、令和元年度の指名競争入札（事後公表分）を調査すること**で、課題等を抽出し、再発防止取組方針を検討する。また、入札制度とあわせ、**現状の分析**から課題を抽出し、再発防止取組方針を検討する。

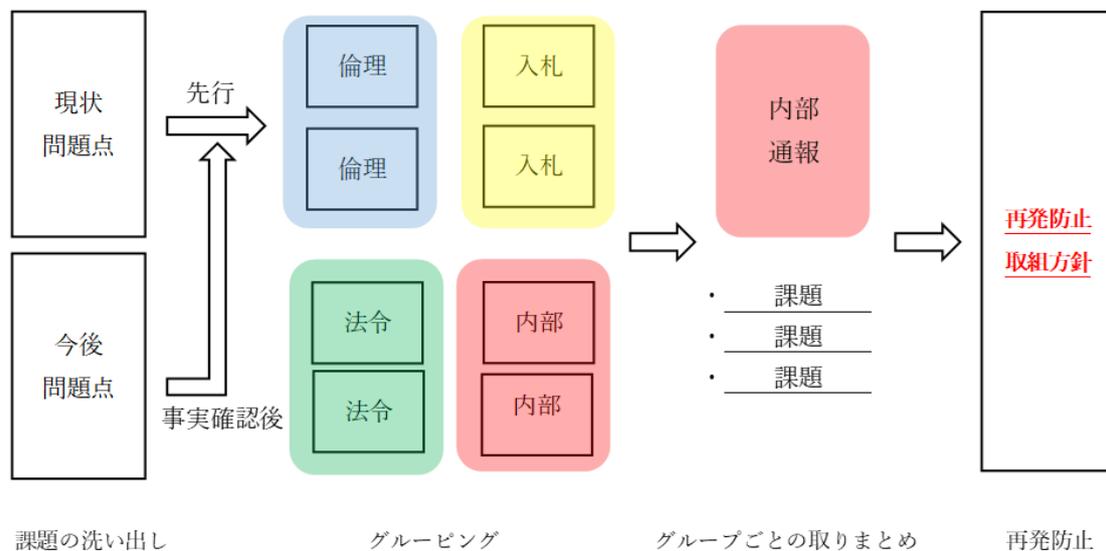
入札制度 に該当する部分は、**現状の分析**から課題を抽出し、再発防止取組方針を検討する。

公判による当該職員の供述 今後の問題点

当該職員の公判時の供述をもとに、事実確認に基づく問題点から再発防止取組方針を検討するため、対策本部又は調査部会で裁判を傍聴し、事実関係を整理していく。

そのため、公判の状況や当該職員の認否等の状況により、事実確認に時間を要することが考えられるため、想定からの問題点を先行して進めるとともに、事実確認ができた時点で整合を図っていく。

イメージ図



案件 2

類似案件等の調査（案）

類似案件等の調査としては、①職員向けアンケート調査（実態調査）②類似案件調査を実施していく。

①職員向けアンケート

対象：正規職員・再任用職員・会計年度任用職員 1,058名

内容：業者との関係，入札制度，事務処理・情報管理，職員意識，人事，職場環境についてのアンケート（実態調査）を実施する。 全50問程度

時期：令和2年12月1日～12月15日

集計：令和2年12月下旬

方法：電子（正規職員・再任用職員）
紙媒体（会計年度任用職員）

※アンケート結果の集計にあたっては、「原因の究明」でのグルーピングと整合を図っており，課題の整理や再発防止取組方針が連動できるようにしていく。

②類似案件調査

対象：平成30年度，令和元年度の指名競争入札（予定価格事後公表分）

内容：50万円超の業務委託 309件
80万円超の物品購入 70件

※調査当初381件としていたが，重複案件が1件，予定価格事前公表1件を除いた。

	業務（50万円超）	物品（80万円超）	計
H30	164	37	201
R1	145	33	178
合計	309	70	379

調査：調査部会の会員が2人1組で実施（1組約55件）

方法：業務委託・物品購入等におけるフローチャート及びチェックリストに基づき実施 ※必要に応じて担当者ヒアリング

時期：令和2年12月～令和3年1月

※書類の準備等，周知は12月中に実施

集計：令和3年2月中旬

現状の分析としては、入札制度や入札までの事務執行手続きにおいての問題点や課題点を整理し、再発防止取組方針を検討していく。

入札制度・事務執行手続き

入札制度・事務執行手続きについては、すでに別組織である「入札制度改善検討委員会」で下表のとおり、改善検討を進めております。

また、専門的な分野でもあるため、調査部会で現状を把握し、課題についての改善検討をすることは非常に困難である。

そのため、調査部会としては、問題点や改善点に向けた意見を取りまとめ、対策本部を通じて入札制度改善検討委員会に改善検討依頼を行い、検討結果から、再発防止取組方針をまとめていく。

入札制度改善検討委員会

下部組織：入札制度改善検討委員会幹事会

所掌事項

- ・一般競争入札制度の改善
- ・指名競争入札制度の改善
- ・請負業者の入札参加資格
- ・その他委員会が必要と認める事項

※事務処理上の課題や入札制度等について現状で進められるものは、入札制度改善検討委員会において、調査検討を進めている。

総務委員会での指摘

- ①起工時の3者見積徴取（実施済）
- ②少額随意契約案件のホームページ公表
- ③教育委員会での少額随意契約分割発注
- ④不正行為等があった場合の契約解除を含む契約書約款の改正
- ⑤指名停止措置の厳罰化（不正行為等）

決算特別委員会での指摘

- ①一般競争入札の拡大
- ②教育委員会での少額随意契約分割発注

第3回 石岡市官製談合再発防止対策本部

- 【会議名】 第3回 石岡市官製談合再発防止対策本部
- 【日時】 令和3年1月25日（月）午後4時～午後5時
- 【場所】 石岡市役所 201会議室
- 【出席者】 <本部長> 市長
<副本部長> 教育長
<委員> 市長公室長，総務部長，財務部長，生活環境部長，保健福祉部長，経済部次長，都市建設部長，都市建設部理事，会計管理者，農業委員会事務局長，監査委員事務局長，議会事務局長，教育部長，八郷総合支所総務課長，消防長
<連絡員> 市長公室次長，総務部次長，財務部次長，生活環境部次長，都市建設部次長，会計課長，農業委員会事務局課長，監査委員事務局課長補佐，議会事務局庶務議事課長，教育次長，消防次長
<事務局> 総務課（課長・課長補佐），契約検査課（課長・課長補佐），教育総務課（課長補佐）

- 【議題】 (1) これまでの経過について
(2) 官製談合防止法に係る職員アンケートの分析結果について
(3) 原因究明の分類について
(4) 今後の取組方針について
(5) その他

- 【要旨】 (1) これまでの経過について
○11月30日開催の石岡市官製談合再発防止対策本部以降の取組の説明
・職員アンケート及び類似案件等調査の実施
・コンプライアンス研修の実施
○入札制度改善検討委員会の取組の説明
・随意契約ガイドライン研修会，設計書・仕様書作成研修会の実施
・随意契約の運用，予定価格の公表方法の検討
- (2) 官製談合防止法に係る職員アンケートの分析結果について
○アンケート結果からの問題点の洗い出し

- ・結果から，設問ごとの問題点を整理
 - ・問題点から改善策への移行手順の説明
- (3) 原因究明の分類について
- 原因究明の進捗状況の確認
 - ・報道等，職員ヒアリング，アンケート結果からの問題点をグルーピング
 - ・今後，公判等，類似案件調査，対策本部からの意見を追加
 - ・問題点がすべて洗い出された時点で，課題を整理し再発防止取組方針を検討
- (4) 今後の取組方針について
- 今後の進め方，方針の確認
 - ・入札制度の改善，財務規則²⁴等の改正が必要な場合の対応

【資料】 会議資料のとおり

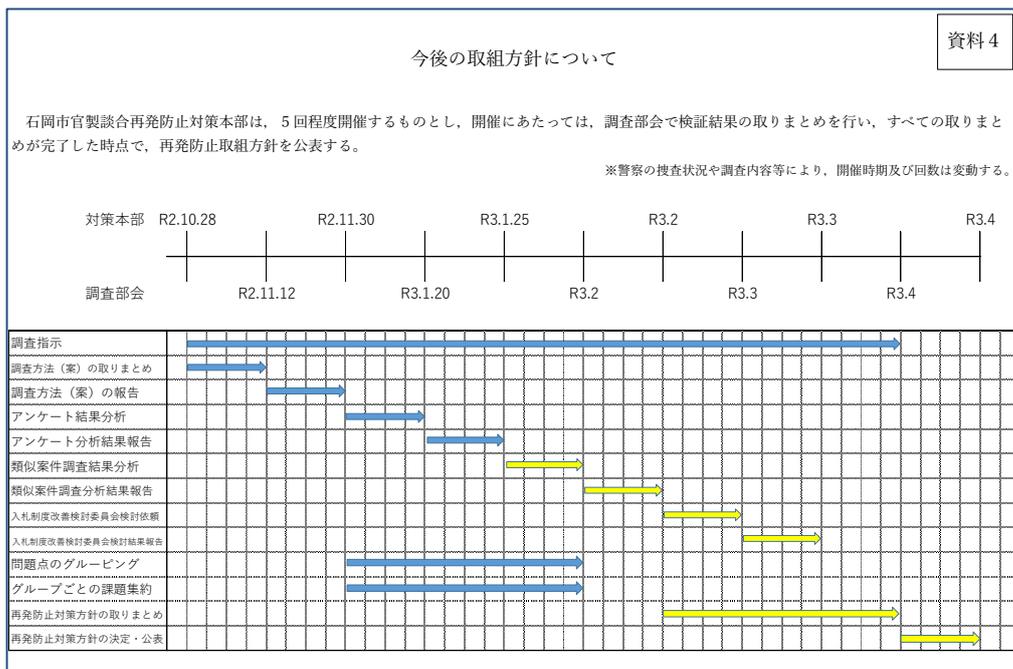
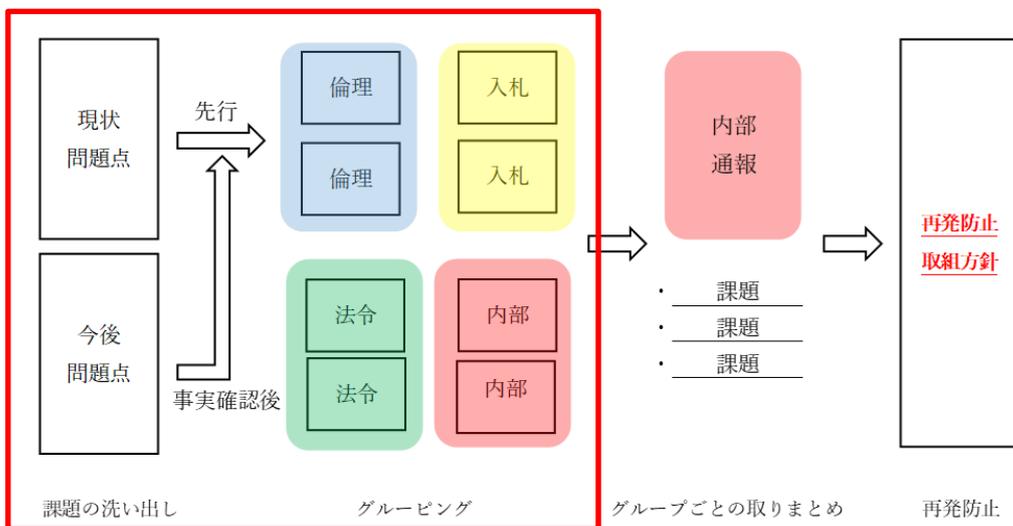
²⁴ 財務規則…石岡市が行う入札，契約，支払いなどのルールを定めたもの。

第3回会議資料

原因究明の進捗状況

原因究明の進捗状況としては、報道等及び関係職員からのヒアリングによる問題点を整理した。また、アンケート分析結果からの問題点も同様に整理し、グルーピングを行った。

今後は、公判等当該職員からの供述等を整理し、調査部会からの意見を反映させ、最終的に課題を集約し、その課題に対する再発防止取組方針を取りまとめていく。



第4回 石岡市官製談合再発防止対策本部

- 【会議名】 第4回 石岡市官製談合再発防止対策本部
- 【日時】 令和3年3月11日（木）午後4時50分～午後6時
- 【場所】 石岡市役所 201会議室
- 【出席者】 <本部長> 市長
<副本部長> 教育長
<委員> 市長公室長，総務部長，財務部長，生活環境部長，保健福祉部長，経済部次長，都市建設部長，都市建設部理事，会計管理者，農業委員会事務局長，監査委員事務局長，議会事務局長，教育部長，八郷総合支所長，消防次長
<連絡員> 市長公室次長，総務部次長，財務部次長，生活環境部次長，経済部次長，都市建設部次長，会計課長，農業委員会事務局課長，監査委員事務局課長補佐，議会事務局庶務議事課長，教育次長，八郷総合支所総務課長，消防次長
<事務局> 総務課（課長・課長補佐），契約検査課（課長・課長補佐），教育総務課（課長・課長補佐）

- 【議題】 (1) これまでの経過について
(2) 官製談合防止法に係る類似案件調査の分析結果について
(3) 原因究明の分類について
(4) 今後の取組方針について
(5) その他

- 【要旨】 (1) これまでの経過について
○ 1月25日開催の石岡市官製談合再発防止対策本部以降の取組の説明
・ 公務員倫理研修の実施
・ 官製談合防止法研修の実施
○ 入札制度改善検討委員会の取組の説明
・ 随意契約の運用，予定価格の公表方法についての継続検討
(2) 官製談合防止法に係る類似案件調査の分析結果について
○ 類似案件調査結果からの問題点の洗い出し
・ 結果から，調査項目ごとの問題点を整理
・ 本部長より，問題点に対する改善策の指示

(3) 原因究明の分類について

○原因究明の進捗状況の確認

- ・すべての問題点を洗い出し、7つのグループに分類
- ・分類した問題点の整理及び改善策（案）の検討
- ・今後、改善策（案）に対する具体策の検討

(4) 今後の取組方針について

○今後の進め方、方針の確認

- ・再発防止取組方針の公表を6月とし、再発防止対策本部を7回程度開催

【資料】 会議資料のとおり

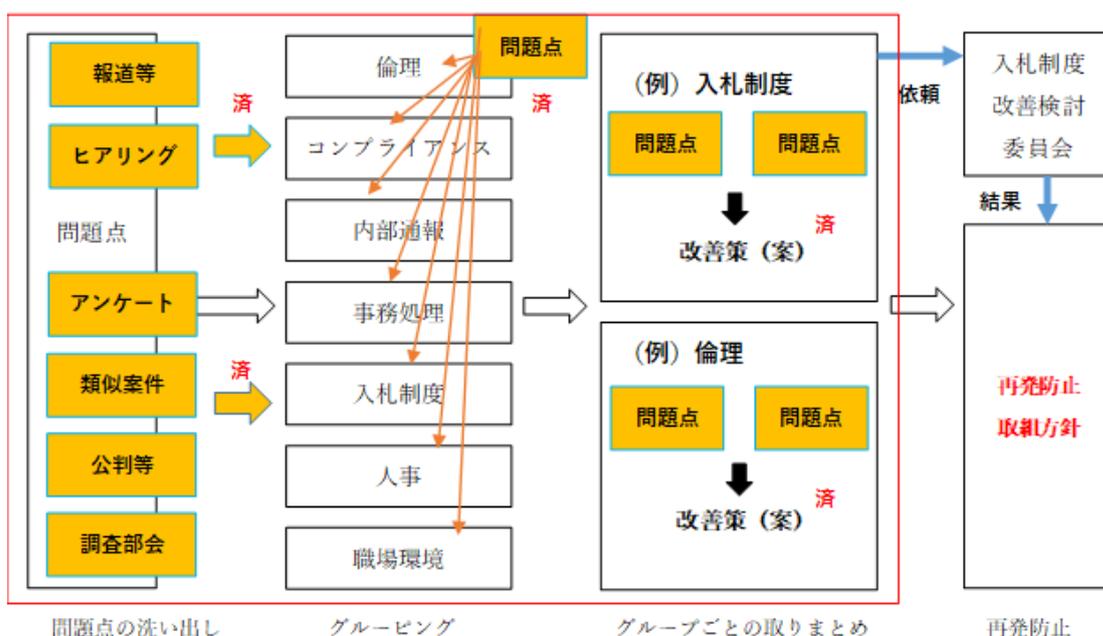
第4回会議資料

原因究明の進捗状況

原因究明の進捗状況としては、報道等、関係職員からのヒアリング及びアンケート分析結果からの問題点を整理した。

今回、類似案件調査からの分析結果、公判等の問題点を追加し、すべての問題点を体系的に取りまとめ、その改善策（案）を示している。

今後は、改善策（案）に基づき、再発防止取組方針を取りまとめるとともに、入札制度に係る問題点については、入札制度改善検討委員会に検討を依頼し、検討結果を再発防止取組方針にフィードバックしていく。



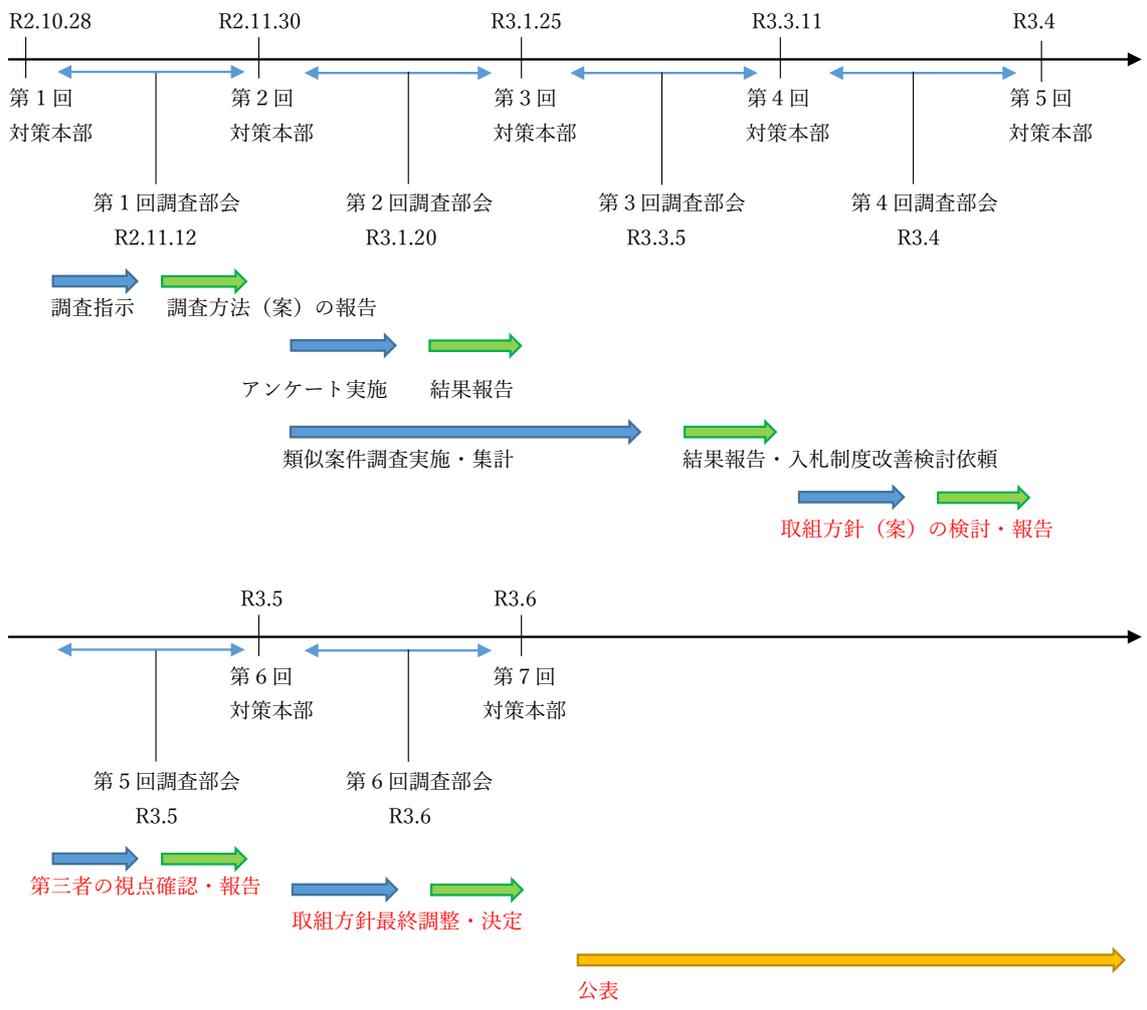
今後の取組方針について

対策本部は、年度末の完結を目標に、5回程度開催するものとしてきたが、取組方針を公表するにあたっては、「取組方針（案）の検討」「取組方針（案）の第三者の視点」「取組方針（案）の最終取りまとめ」が必要なことから、当初の予定に基づき、6月の公表を目標に進めるものとし、さらに3回程度開催していく。

取組方針としては、これまで通り、調査部会で検証結果の取りまとめを行い、すべての取りまとめが完了した時点で、再発防止取組方針を公表する。

しかし、官製談合再発防止とは別に、入札制度等、年度での切り替えが必要な部分は、令和3年度当初から実施していく。

今後のスケジュール



第5回 石岡市官製談合再発防止対策本部

- 【会議名】 第5回 石岡市官製談合再発防止対策本部
- 【日時】 令和3年4月22日（木）午前10時～午前11時30分
- 【場所】 石岡市役所 201会議室
- 【出席者】
- <本部長> 市長
 - <副本部長> 副市長
 - <委員> 市長直轄組織理事，市長公室長，総務部長，財務部長，生活環境部長，保健福祉部長，経済部次長，都市建設部長，会計管理者，農業委員会事務局長，監査委員事務局長，議会事務局長，教育部長，八郷総合支所長，消防長
 - <連絡員> 市長直轄組織参事，市長公室次長，総務部次長，財務部次長，生活環境部次長，保健福祉部次長，都市建設部次長，農政課長，会計課長，農業委員会事務局課長，監査委員事務局課長補佐，議会事務局次長兼庶務議事課長，教育次長，八郷総合支所総務課長，消防次長
 - <事務局> 総務課（課長・課長補佐），契約検査課（課長・課長補佐），教育総務課（課長・課長補佐）
- 【議題】
- (1) これまでの経過について
 - (2) 入札制度改善検討委員会からの検討結果について
 - (3) 再発防止取組方針（素案）について
 - (4) 第三者の視点について
 - (5) その他
- 【要旨】
- (1) これまでの経過について
 - 3月11日開催の官製談合再発防止対策本部以降の取組の説明・判決
 - 入札制度改善検討委員会の取組の説明
 - ・業者選考案の取扱，入札参加業者の業種別名簿の公表，指名業者の事前公表，指名停止等の罰則の厳罰化
 - (2) 入札制度改善検討委員会からの検討結果について
 - 再発防止対策本部から入札制度に係る問題点についての検討依頼に基づいた検討結果の報告

- ・見積, 情報管理, 落札, 分割発注, 接点, 罰則
- (3) 再発防止取組方針(素案)について
 - 素案の構成, 内容, 具体的な取組についての報告
- (4) 第三者の視点について
 - 第三者による視点の取り扱いについての確認

【資料】 別添, 会議資料

第5回会議資料

入札制度改善検討委員会からの検討結果について

令和3年3月11日に開催された対策本部からアンケート調査、類似案件調査、報道、裁判などから分かった問題点のうち、入札制度に関するものについて、専門性が高いことから入札制度改善検討委員会に改善策の調査検討が依頼され、調査結果の報告を行った。

日にち	会議名	検討事項
3/11	入札制度改善検討委員会	入札制度に関する問題への改善策（幹事会へ）
3/12-22	入札制度改善検討委員会幹事会	入札制度に関する問題への改善策の調査検討（グループウェア審議）
4/8	入札制度改善検討委員会	幹事会の調査検討結果の審議 対策本部へ報告書を提出

官製談合再発防止取組方針

～職員の不祥事防止に向けた行動指針～

(素案)

令和3年 月

石岡市

第6回 石岡市官製談合再発防止対策本部

- 【会議名】 第6回 石岡市官製談合再発防止対策本部
- 【日時】 令和3年6月7日（月）午前11時～午前11時45分
- 【場所】 石岡市役所 201会議室
- 【出席者】
- <本部長> 市長
 - <副本部長> 副市長，教育長
 - <委員> 市長直轄組織理事，市長公室長，総務部長，財務部長，生活環境部長，保健福祉部長，経済部次長，都市建設部長，会計管理者，農業委員会事務局長，監査委員事務局長，議会事務局長，教育部長，八郷総合支所長，消防長
 - <連絡員> 市長直轄組織参事，市長公室次長，総務部次長，財務部次長，生活環境部次長，保健福祉部次長，都市建設部次長，経済部次長，会計課長，農業委員会事務局課長，監査委員事務局課長補佐，議会事務局次長兼庶務議事課長，教育次長，八郷総合支所総務課長，消防次長
 - <事務局> 総務課（課長・課長補佐），契約検査課（課長・課長補佐），教育総務課（課長・課長補佐）
- 【議題】
- (1) これまでの経過について
 - (2) 再発防止取組方針（案）に対する第三者の意見について
 - (3) その他
- 【要旨】
- (1) これまでの経過について
 - 4月22日開催の官製談合再発防止対策本部以降の取組の説明
 - ・第三者の意見
 - (2) 第三者の視点を反映させた意見について
 - ・意見，指摘事項反映の説明
- 【資料】 別添，会議資料

第6回会議資料

官製談合再発防止取組方針（案）に対する第三者の意見

令和3年4月22日に開催された第5回対策本部後、2名を第三者の視点による意見聴取者とし、令和3年5月12日～21日にかけて、意見を聴取した。意見聴取にあたっては、取組方針全般・構成・入札制度等、幅広い視点から官製談合再発防止取組方針（素案）に対するご意見をいただいた。

また、誤字・脱字、表現方法等のご意見やご指摘については、以下の第三者からの意見一覧には記載していないものの、適宜修正した。

第三者の視点による意見聴取者

No.	機関名	氏名	備考
1	茨城大学名誉教授	小柳 武和	学識経験者
2	弁護士	磯山 貴洋	

第三者からの意見一覧

No.	分野	ページ	意見内容	対応
1	全般	—	「原因究明」「類似案件等の調査」「現状の分析」の調査分析により、再発防止対策を導き出す構成は適切。	—
2	全般	—	関係職員等へのヒアリングにより、入札関係業務に多くの問題点が存在することが明らかになっており、再発防止に向けた改善点が明確になっていることは評価できる。	—
3	全般	—	他自治体の再発防止対策の	P21の再発防止取組方針

			先進事例を調査し、より効果的な対策を構築できることを期待する。	の中で先進事例を取り入れた対策を表記した。
4	全般	—	官製談合が禁止されている理由と罰則について記載があった方がよい。厳に禁止されている理由が伝わる。	P2の概要の用語解説欄に官製談合防止法及び加重収賄の解説を追加した。
5	構成	P2	「事件の概要」は判決内容と重なると思われるので、概要と判決が重複しない工夫が必要。	P2の事件の概要に判決内容を追加した。
6	構成	P3	「事件発覚後の経過」については、各組織や具体的内容の説明もない状態で一覧にしても理解しにくい。資料編に記載してもよい。	P3の事件発覚後の経過について、組織ごとに記載したものをまとめ、分かりやすい表記とした。また、詳細な経過については、資料編に記載した。
7	構成	P6～	「原因究明と再発防止に向けた取組」について、目的と手段のような形で分けているが、まとめた方がわかりやすく、説明が明確になるのではないか。	「原因究明」「類似案件等の調査」「現状の分析」の説明をまとめることにより、わかりやすい表記とした。
8	構成	P11	「6問題点の整理」とあるが、①原因究明②類似案件等の調査③現状の分析をまとめるタイトルにはならないのではないか。	内容に沿った「問題点のグルーピング及び改善策の取りまとめ」にタイトルを変更した。
9	構成	P12～ P20	問題点と改善策の対応関係が分かりにくいと感じた。対応関係を明らかにすると読みやすい。	問題点に対する改善策が表ずれにより対応しておらず、分かりにくくなっていたため、修正した。
10	構成	P12～ P20	「問題点」における数字の表す意味が一見すると分かりにくい。	凡例に解説を加え、分かりやすい表記とした。

11	構成	P21～ P32	「再発防止取組方針」における「主な課題」と「重点的な取組」の関係性が分かりにくい。どの取組が課題を克服するためのものなのかを明確にする方がよい。	素案では、再発防止取組方針の柱をタイトル分けしていたが、再発防止取組方針に包括し重複を避けた。また、箇条書きの課題の後、文章による解説を加え、その取組について表記することにより、課題に対する取組が明確となるよう構成を変更した。
12	構成		文章による説明がある一方で、主な課題として箇条書きで説明しているが、配置を逆にした方が先に大枠をつかんだ上で解説を読むことができるので分かりやすい。	
13	構成	P38	資料の掲載目的が記載されていると参照しやすくなると思われる。	資料については、掲載の目的を表記した。
14	構成	—	用語解説は注釈（番号等）をつけて記載した方が分かりやすい。また、最後ではなく、適宜入れた方が分かりやすい。	最終ページにまとめて記載していた用語解説を解説が必要な用語のページ下に記載するよう修正した。
15	入札制度	—	情報漏洩あるいは談合に係る指標の一つとされる落札率の分析が必要。落札率や一般入札における入札参加業者数などの指標は、今後、情報漏洩や談合の有無を監視したり、入札制度の改善を検討する際に有効と考える。	P29に第三者による入札監視組織の立ち上げを記載し、その組織の中で落札率の分析を行う。
16	入札制度	—	入札制度改善検討委員会は部内組織と思われるので、第三者による入札監視に係る委員会を設置し、毎年度ごとに入札結果をチェックする仕組みを構築することを望む。	

調査部会の設置

部会長　：総務課長

副部会長：契約検査課長，教育総務課長

会　員　：駅周辺にぎわい創生課長，行革推進課長，管財課長，コミュニティ推進課長，こども福祉課長，農政課長，都市計画課長，会計課長，農業委員会事務局課長，監査委員事務局課長補佐，次長兼庶務議事課長，八郷総合支所総務課長，消防本部総務課長

※令和3年度の組織体制の見直しに伴い，令和3年4月1日の改正要綱により駅周辺にぎわい創生課長を追加。（第4回調査部会より出席）

【会議概要】

第1回 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会

【会議名】 第1回 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会

【日時】 令和2年11月12日（木）午後1時30分～午後3時15分

【場所】 石岡市役所 301会議室

【出席者】 <部会長> 総務課長

<副部会長> 契約検査課長，教育総務課長

<会員> 行革推進課長，管財課長，コミュニティ推進課長，こども福祉課長，農政課長，参事兼都市計画課長，会計課長，農業委員会事務局課長，庶務議事課長，八郷総合支所総務課長，消防本部総務課課長補佐

<事務局> 総務課，契約検査課，教育総務課

【議題】 (1) 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会の概要について

(2) 調査内容について

(3) その他

【要旨】 (1) 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会の概要について

○石岡市官製談合再発防止対策本部要綱の制定についての説明

・調査部会所掌事務の確認，会議非公開の決定

○調査部会設置への背景，趣旨，目的の説明

・第1回官製談合再発防止対策本部説明時と同様

(2) 調査内容について

○原因の究明について

・報道内容及び今後本人からの事実確認により，問題点を洗い出すことで課題を精査し，再発防止取組方針を検討していく

○類似案件等の調査

・職員アンケート及び類似案件の調査方法の検討

○現状の分析

・入札制度改善検討委員会で入札制度及び事務執行手続きの改善についての検討を実施していることから，その結果との整合を図る

・調査部会としての意見や課題についても入札制度改善検討委員会に提言していく

(3) その他

○次回石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会の開催時期

・対策本部開催後，アンケートが集計される1月中旬以降を予定

第2回 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会

- 【会議名】 第2回 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会
- 【日時】 令和3年1月20日（木）午前10時～午前11時20分
- 【場所】 石岡市役所 302会議室
- 【出席者】 <部会長> 総務課長
<副部会長> 契約検査課長，教育総務課長
<会員> 行革推進課長，管財課長，こども福祉課長，農政課長，
参事兼都市計画課長，会計課長，農業委員会事務局課長，
八郷総合支所総務課長，消防本部総務課課長補佐
<事務局> 総務課，契約検査課，教育総務課
- 【議題】 (1) これまでの経過について
(2) 官製談合防止法に係る職員アンケートの分析結果について
(3) 原因究明の分類について
(4) 今後の取組方針について
(5) その他
- 【要旨】 (1) これまでの経過について
○11月30日開催の石岡市官製談合再発防止対策本部以降の取組の説明
・職員アンケート及び類似案件等調査の実施
・コンプライアンス研修の実施
○入札制度改善検討委員会の取組の説明
・随意契約ガイドライン研修会，設計書・仕様書作成研修会の実施
・随意契約の運用，予定価格の公表方法の検討
(2) 官製談合防止法に係る職員アンケートの分析結果について
○アンケート結果からの問題点の洗い出し
・結果から，設問ごとの問題点を整理
・問題点から改善策への移行手順の説明
(3) 原因究明の分類について
○原因究明の進捗状況の確認
・報道等，職員ヒアリング，アンケート結果からの問題点をグルーピング
・今後，公判等，類似案件調査，対策本部からの意見を追加
・問題点がすべて洗い出された時点で，課題を整理し再発防止取組方針を検討

(4) 今後の取組方針について

○今後の進め方，方針の確認

- ・入札制度の改善，財務規則等の改正が必要な場合の対応

第3回 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会

【会議名】 第3回 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会

【日時】 令和3年3月5日（金）午後4時～午後5時30分

【場所】 石岡市役所 201会議室

【出席者】 <部会長> 総務課長

<副部会長> 契約検査課長，教育総務課長

<会員> 行革推進課長，管財課長，コミュニティ推進課長，こども福祉課長，参事兼都市計画課長，会計課長，監査委員事務局課長補佐，八郷総合支所総務課長，庶務議事課長，消防本部総務課長

<事務局> 総務課，契約検査課，教育総務課

【議題】 (1) これまでの経過について

(2) 官製談合防止法に係る類似案件調査の分析結果について

(3) 原因究明の分類について

(4) 今後の取組方針について

(5) その他

【要旨】 (1) これまでの経過について

○1月25日開催の官製談合再発防止対策本部以降の取組の説明

・公務員倫理研修の実施

・官製談合防止法研修の実施

○入札制度改善検討委員会の取組の説明

・随意契約の運用，予定価格の公表方法についての継続検討

(2) 官製談合防止法に係る類似案件調査の分析結果について

○類似案件調査結果からの問題点の洗い出し

・結果から，調査項目ごとの問題点を整理

(3) 原因究明の分類について

○原因究明の進捗状況の確認

・すべての問題点を洗い出し，7つのグループに分類

・分類した問題点の整理及び改善策（案）の検討

・今後，改善策（案）に対する具体策の検討

(4) 今後の取組方針について

○今後の進め方，方針の確認

・再発防止取組方針の公表を6月とし，再発防止対策本部を7回程度開催

第4回 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会

- 【会議名】 第4回 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会
- 【日時】 令和3年4月16日（金）午前10時～午前11時30分
- 【場所】 石岡市役所 201会議室
- 【出席者】 <部会長> 総務課長
<副部会長> 契約検査課長，教育総務課長
<会員> 駅周辺にぎわい創生課長，行革推進課長，管財課長，
コミュニティ推進課長，こども福祉課長，農政課長，
都市計画課長，会計課長，監査委員事務局課長補佐，
農業委員会事務局課長，八郷総合支所総務課長，
次長兼庶務議事課長，消防本部総務課長
<事務局> 総務課，契約検査課，教育総務課
- 【議題】 (1) これまでの経過について
(2) 入札制度改善検討委員会からの検討結果について
(3) 再発防止取組方針（素案）について
(4) その他
- 【要旨】 (1) これまでの経過について
○3月11日開催の官製談合再発防止対策本部以降の取組の説明
・判決
○入札制度改善検討委員会の取組の説明
・業者選考案の取扱，入札参加業者の業種別名簿の公表，
指名業者の事前公表，指名停止等の罰則の厳罰化
- (2) 入札制度改善検討委員会からの検討結果について
○再発防止対策本部から入札制度に係る問題点についての検討依頼
に基づいた検討結果の報告
・見積，情報管理，落札，分割発注，接点，罰則
- (3) 再発防止取組方針（素案）について
○素案の構成，内容，具体的な取組についての取りまとめ

第5回 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会

- 【会議名】 第5回 石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会
- 【日 時】 令和3年6月4日（金）午後2時～午後2時45分
- 【場 所】 石岡市役所 202会議室
- 【出席者】 <部 会 長> 総務課長
<副部会長> 契約検査課長，教育総務課長
<会 員> 駅周辺にぎわい創生課長，行革推進課長，管財課長，
コミュニティ推進課長補佐，農政課長，都市計画課長，
監査委員事務局課長補佐，農業委員会事務局課長，
次長兼庶務議事課長，消防本部総務課長補佐
<事 務 局> 総務課，契約検査課，教育総務課
- 【議 題】 (1) これまでの経過について
(2) 再発防止取組方針（案）に対する第三者の意見について
(3) その他
- 【要 旨】 (1) これまでの経過について
○4月22日開催の官製談合再発防止対策本部以降の取組の説明
・第三者の聴取期間の説明
(2) 第三者の視点を反映させた意見について
・意見，指摘事項反映の説明

資料3 官製談合防止法に係る職員アンケート（実態調査）分析結果

官製談合防止法に係る職員アンケート（実態調査） 分析結果

はじめに

今回の分析結果は、令和2年12月1日から12月15日にかけて、本市全職員を対象に行った職員アンケート（実態調査）について、記述式を除いた部分について取りまとめたものである。

アンケートに当たっては、平成30年から令和2年12月1日時点の3年間の状況についての回答となる。

回答者数

単位：名

対象者数	正規職員・再任用職員	658
	会計年度任用職員	400
	計	1,058
回答者数	正規職員・再任用職員	629
	会計年度任用職員	383
	計	1,012
回答率	正規職員・再任用職員	95.59%
	会計年度任用職員	95.75%
	計	95.65%

※対象者数は、令和2年12月1日時点（回答可能職員）の人数。

1 あなたご自身についてお伺いします。

1-1 現在のあなたの任用形態は【全員必須】

選択肢	回答	比率
正規職員・再任用職員	629	62.15%
会計年度任用職員	383	37.85%
総計	1,012	100%

1-2 あなたの年齢は【全員必須】

選択肢	回答	比率
10歳代・20歳代	138	13.64%
30歳代	208	20.55%
40歳代	300	29.64%
50歳代以上	366	36.17%
総計	1,012	100%

1-3 現在、あなたは管理職ですか【全員必須】

選択肢	回答	比率
管理職	167	16.50%
それ以外	845	83.50%
総計	1,012	100%

1-4 現在のあなたの所属は【全員必須】

所属	回答数	職員数	回答率
市長公室	25	27	92.59%
正規職員・再任用職員	23	25	92.00%
会計年度任用職員	2	2	100.00%
総務部	31	31	100%
正規職員・再任用職員	26	26	100.00%
会計年度任用職員	5	5	100.00%
財務部	46	48	95.83%
正規職員・再任用職員	41	42	97.62%
会計年度任用職員	5	6	83.33%
生活環境部	88	90	97.78%
正規職員・再任用職員	63	65	96.92%
会計年度任用職員	25	25	100.00%
保健福祉部	239	252	94.84%
正規職員・再任用職員	129	135	95.56%
会計年度任用職員	110	117	94.02%
経済部	45	49	91.84%
正規職員・再任用職員	38	42	90.48%
会計年度任用職員	7	7	100.00%
都市建設部	52	58	89.66%
正規職員・再任用職員	49	54	90.74%
会計年度任用職員	3	4	75.00%
会計課・農業委員会・監査委員事務局・議会事務局	27	27	100%
正規職員・再任用職員	24	24	100%
会計年度任用職員	3	3	100%
教育委員会	300	310	96.77%
正規職員・再任用職員	84	87	96.55%
会計年度任用職員	216	223	96.86%
八郷総合支所	22	28	78.57%
正規職員・再任用職員	15	20	75.00%
会計年度任用職員	7	8	87.50%
消防本部	127	127	100%
正規職員・再任用職員	127	127	100.00%
派遣	10	11	91%
正規職員・再任用職員	10	11	90.91%
総計	1,012	1,058	95.65%

問題点：正規職員・再任用職員においては、100%の回答率となるべきであり、他人事ととらえ、問題意識が希薄となっている。

解説：アンケートで95.65%の回答は大多数の職員が真剣に回答し、組織の再生と期待が込められている。

1-5 あなたは、契約業務（決裁等意思決定を含む）に携わったことがありますか【全員必須】

選択肢	回答	比率
正規職員・再任用職員	629	
はい	360	57.23%
いいえ	269	42.77%
会計年度任用職員	383	
はい	3	0.78%
いいえ	380	99.22%
総計	1,012	-

2 業者との関係についてお伺いします ※契約に携わった職員363名

2-1 契約で関わりのあった業者と個人所有の携帯で連絡を取り合ったことがありますか？

グループ： **倫理**

問題点：職場外でも業者と連絡が取りあえる。

解説：疑惑を持たれないよう、職場用携帯を配備していく必要がある。

選択肢	回答	比率
はい	125	34.44%
いいえ	238	65.56%
総計	363	100%

2-2 業者との打合せは、ほとんど一人で行っていきますか？

グループ： **倫理**

問題点：業者との打合せを1人でやっている。

解説：疑惑を持たれないよう、複数人で対応する必要がある。

選択肢	回答	比率
はい	75	20.66%
いいえ	288	79.34%
総計	363	100%

2-3 業者との打合せを行う場合、主な場所はどこですか？（複数回答）

グループ： **倫理**

問題点：自宅で打ち合わせを行っている。

解説：今回の事件に関連する回答かと思うが、自宅等での打合せがないよう徹底する必要がある。

選択肢	回答	比率
市役所内	335	63.21%
工事現場	111	20.94%
現場事務所	38	7.17%
喫茶店等	0	0%
受注者の会社	15	2.83%
受注者の自宅	1	0.19%
職員の自宅	2	0.38%
その他(電話、メールなど)	28	5.28%
総計	530	100%

2-4 業者から入札情報（予定価格、最低制限価格等）を聞かれたことがありますか？

グループ： **倫理** コンプライアンス 内部通報

問題点：業者から入札情報を聞かれている。

解説：問2-8で謝礼を受け取った職員はいないが、業者から問い合わせがあることが判明した。

選択肢	回答	比率
はい	27	7.44%
いいえ	336	92.56%
総計	363	100%

2-5 他の職員が業者から入札情報を聞かれているのを見聞きしたことがありますか？

グループ： 倫理 コンプライアンス 内部通報

問題点：業者から入札情報を聞かれているのを見聞きされている。また、内部通報もなかった。

解説：問2-8で謝礼を受け取った職員はいないが、業者から問い合わせがあることが判明した。

選択肢	回答	比率
はい	17	4.68%
いいえ	293	80.72%
わからない	53	14.60%
総計	363	100%

2-6 業者から会食等の誘いを受けたことがありますか？

グループ： **倫理** コンプライアンス 内部通報

問題点：業者から会食の誘いがある。それによる内部通報はなかった。

解説：問2-8で謝礼を受け取った職員はいないが、業者から会食の誘いがあることが判明した。

選択肢	回答	比率
はい	10	2.75%
いいえ	353	97.25%
総計	363	100%

2-7 他の職員が会食等の誘いを受けるのを見聞きしたことがありますか？

グループ： **倫理** コンプライアンス 内部通報

問題点：業者から会食の誘われているのを見聞きしている。また、内部通報もなかった。

解説：問2-8で謝礼を受け取った職員はいないが、業者から会食の誘いを見聞きしている職員がいた。

選択肢	回答	比率
はい	11	3.03%
いいえ	305	84.02%
わからない	47	12.95%
総計	363	100%

2-8 設計価格や予定価格の情報を業者へ伝え、謝礼を受け取ったことがありますか？

グループ： **倫理** コンプライアンス 内部通報

評価点：入札情報を漏洩したことによる謝礼を受け取っている職員はいなかった。

解説：今回の事件以外で加重収賄にあたる案件はなかった。

選択肢	回答	比率
はい	0	0.00%
いいえ	363	100.00%
総計	363	100%

2-9 他の職員が謝礼を受け取っているのを見聞きしたことがありますか？

グループ： **倫理** **コンプライアンス**

問題点：謝礼を受け取っている職員はいなかったものの、見聞きした職員がいた。また、内部通報もなかった。

選択肢	回答	比率
はい	4	1.10%
いいえ	359	98.90%
総計	363	100%

解説：今回の事件に関して、見聞きしている職員がいた可能性があった。

2-10 非公表の情報を入手するため、職員に対して外部の人から、不当に情報提供要求または働きかけがあった場合、上司に報告しましたか？

グループ： **コンプライアンス** **内部通報**

問題点：業者から不当に情報提供要求があっても上司等に報告していない。また、内部通報もしていない。

選択肢	回答	比率
はい	21	5.79%
いいえ	31	8.54%
働きかけがない	311	85.67%
総計	363	100%

解説：不当な要求に対し、上司への報告及び内部通報が必要である。

2-11 同一業者の契約を複数回、担当したことがありますか？

グループ： **倫理** **コンプライアンス**

問題点：同一の業者と契約することにより、接点が増える。

選択肢	回答	比率
はい	224	61.71%
いいえ	118	32.51%
わからない	21	5.79%
総計	363	100%

解説：同一業者との契約が増えるにつれ、関係性が密になる可能性がある。

3 入札制度についてお伺いします。 ※契約に携わった職員363名

3-1 見積価格をそのまま設計価格・予定価格として発注したことがありますか？

グループ： **事務処理** **入札制度**

選択肢	回答	比率
はい	151	41.60%
いいえ	212	58.40%
総計	363	100%

問題点：見積価格をそのまま設計・予定価格とすることで、見積徴取業者が有利となる。

解説：見積徴取方法の見直しや設計・積算の能力向上が公平な入札へとつながる。

3-2 参考見積は3者以上徴取することを知っていましたか？

グループ： **事務処理** **入札制度**

問題点：3者以上参考見積を徴取することを理解していない。また、理解していても怠っている可能性がある。

選択肢	回答	比率
はい	297	81.82%
いいえ	66	18.18%
総計	363	100%

解説：3者以上の見積徴取を理解しているにもかかわらず、徹底していない点は改善が必要。

3-3 業務内容に変更が生じた場合、変更契約をしたことがありますか？

グループ： **事務処理** **入札制度**

問題点：変更契約をしないよう、起工時の積算の精査が必要。また、変更契約の経験がない職員も多い。

選択肢	回答	比率
はい	230	63.36%
いいえ	133	36.64%
総計	363	100%

解説：変更契約がないよう積算の必要があるが、やむを得ず変更契約する場合の能力の向上も必要。

3-4 予定価格を大きく下回る（5割未満）応札の入札がありましたか？

グループ： **事務処理** **入札制度**

問題点：大きく予定価格を下回る落札が過去3年間にあった。

選択肢	回答	比率
はい	32	8.82%
いいえ	331	91.18%
総計	363	100%

解説：入札制度の見直しも含め、今後の検討が必要。

3-5 短い工期で限られた業者しか受注できない条件の業務を発注し、契約後に工期延長を行ったことがありますか？

グループ： **入札制度**

問題点：工期算定システムが活用されていない。また、標準履行期間の確認がなされていない。

選択肢	回答	比率
はい	13	3.58%
いいえ	350	96.42%
総計	363	100%

解説：見積徴取時に標準履行期間を付帯させ、適正な工期を確保する必要がある。

3-6 業務設計書を作成するための参考見積を1者見積で積算したことがありますか？

グループ： **入札制度**

問題点：1者の参考見積で積算してしまう。

選択肢	回答	比率
はい	130	35.81%
いいえ	233	64.19%
総計	363	100%

解説：問3-2に関連し、3者以上の見積徴取が徹底されていないことがわかった。

3-7 入札・契約業務に違反する行為を行った業者は、指名停止等の措置を受けることがありますが、今後、より厳罰化をする必要があると思いますか？

グループ： **入札制度**

問題点：違反行為に対する指名停止等の措置が甘いと感じている。

選択肢	回答	比率
はい	262	72.18%
いいえ	101	27.82%
総計	363	100%

解説：入札制度として指名停止等の厳罰化の検討が必要。

3-8 入札で発注すべき金額の業務を意図的に複数に分割して随意契約で発注したことがありますか？

グループ： **入札制度**

問題点：随意契約とするために、意図的に分割発注を行っている。

選択肢	回答	比率
はい	21	5.79%
いいえ	342	94.21%
総計	363	100%

解説：意図的に随意契約とした背景には、工期の問題や予算に関する問題がある。

3-9 業務委託の指名競争入札も予定価格の事前公表が必要だと思いますか？

グループ： **入札制度**

問題点：業務委託・物品購入の指名競争入札は、予定価格が事前公表ではない。また、わかからないの回答が多く、制度理解が不足している。

選択肢	回答	比率
はい	75	20.66%
いいえ	35	9.64%
わからない	253	69.70%
総計	363	100%

解説：本市の入札制度への理解を深めていく必要がある。

3-10 仕様書（設計書）を作成する際に、不明な部分を参考見積業者に相談したことがありますか？

グループ： **入札制度**

問題点：不明部分を業者に相談することにより、詳細が漏れてしまう。

選択肢	回答	比率
はい	140	38.57%
いいえ	223	61.43%
総計	363	100%

解説：専門職や職員の設計・積算能力の向上が必要。

3-1-1 業務の起案から支払い完了までの事務処理や関係法令の研修は必要ですか？

グループ： **入札制度**

問題点：仕様・設計等知識不足や、一連の研修が不足している。

選択肢	回答	比率
はい	320	88.15%
いいえ	11	3.03%
わからない	32	8.82%
総計	363	100%

解説：契約業務に関わらず、全職員が研修を受講し、底上げを図る必要がある。

4 事務処理、情報管理についてお伺いします。 ※契約に携わった職員363名

4-1 入札情報（予定価格等）が外部に漏洩することのないように管理されていますか？

グループ： **事務処理**

問題点：情報漏洩がないような適正管理がなされていない。

選択肢	回答	比率
はい	294	80.99%
いいえ	7	1.93%
わからない	62	17.08%
総計	363	100%

解説：管理方法を共有し、適切に管理していることを把握する必要がある。

4-2 業務の中で、他の職員の設計書を参考または使用することはありますか？

グループ： **事務処理**

問題点：精査せず、他の職員の設計書を使用してしまう。

選択肢	回答	比率
はい	252	69.42%
いいえ	111	30.58%
総計	363	100%

解説：職員の設計・積算能力の向上が必要。

4-3 設計書に関する業務などを自宅に持ち帰って作業したことはありますか？

グループ： **事務処理**

問題点：自宅で設計に関する業務を行っている。

選択肢	回答	比率
はい	6	1.65%
いいえ	357	98.35%
総計	363	100%

解説：情報管理の徹底が必要。

4-4 事業を実施するため、予算要求、予算内示、年度当初から毎月などの事業計画とスケジュール管理を行っていますか？

グループ： **事務処理** **入札制度** 問題点：年間の事業計画等が情報共有されていない。

選択肢	回答	比率
はい	231	63.64%
いいえ	55	15.15%
わからない	77	21.21%
総計	363	100%

解説：予算要求時から事業計画を義務化することで、スケジュール管理が図れる。

4-5 「仕事をスムーズに進めるため」、「技術力の高い業者への期待」などの理由から特定の業者が受注することを期待することがありますか？

グループ： **事務処理** **入札制度** 問題点：業務をスムーズに行うために、特定業者の受注を期待してしまう。

選択肢	回答	比率
はい	163	44.90%
いいえ	90	24.79%
わからない	110	30.30%
総計	363	100%

解説：特定の業者が受注することを期待することは、これまでの接点に関係してくる。

5 職員意識についてお伺いします。 ※契約に携わった職員363名

5-1 官製談合防止法の趣旨を知っていましたか？

グループ： **コンプライアンス** 問題点：官製談合防止法の趣旨を理解していない。

選択肢	回答	比率
はい	294	80.99%
いいえ	69	19.01%
総計	363	100%

解説：官製談合防止法に特化した研修を継続的に実施していく必要がある。

5-2 予定価格や最低制限価格等の情報漏洩が、法令違反となることを知っていましたか？
また、懲戒処分の対象となることを知っていましたか？

グループ： **コンプライアンス** 問題点：官製談合防止法の趣旨を理解していない。

選択肢	回答	比率
はい	334	92.01%
いいえ	29	7.99%
総計	363	100%

解説：法令違反時等、サービスを含めた処分例を示すことで、抑止力を高めていく必要がある。

5-3 業務委託・物品購入の指名競争入札について、指名業者や予定価格は事後公表

(入札前非公表) となっていることを知っていましたか？

グループ： コンプライアンス

問題点：業務委託・物品購入の指名競争入札は、事後公表となることを理解していない。

選択肢	回答	比率
はい	269	74.10%
いいえ	94	25.90%
総計	363	100%

解説：本市の入札制度への理解を深めていく必要がある。

5-4 過去の落札結果（落札金額と予定価格との差額など）に関して、情報漏洩など不自然に感じたことがありましたか？

グループ： コンプライアンス

内部通報

問題点：過去に情報漏洩など、不自然な落札があった。それによる内部通報もなかった。

選択肢	回答	比率
はい	38	10.47%
いいえ	192	52.89%
わからない	133	36.64%
総計	363	100%

解説：入札制度の見直しも含め、今後の検討が必要。

5-5 非公表の情報を入手するため、職員に対して不当に情報提供要求または働きかけを行った場合、業者が指名停止などの措置を受けることを知っていましたか？

グループ： コンプライアンス

問題点：情報漏洩が法令違反となり、懲戒処分となることを理解していない。

選択肢	回答	比率
はい	296	81.54%
いいえ	67	18.46%
総計	363	100%

解説：法令違反時等、サービスを含めた処分例を示すことで、抑止力を高めていく必要がある。

5-6 入札対象となる業務を意図的に随意契約とするよう指示した（された）ことがありますか？

グループ： 倫理

コンプライアンス

内部通報

選択肢	回答	比率
はい	22	6.06%
いいえ	341	93.94%
総計	363	100%

解説：問3-8に関連するが、意図的に随契とした背景には、工期の問題や予算に関する問題がある。

問題点：意図的に随意契約とするよう指示がある。背景として、随意契約なら事務手続上時間を要さないことや業者選考委員会の開催が少ないことがあげられる。

5-7 外部から提供された指名業者リストを部下へ渡した（上司から受け取った）ことがありますか？

グループ： **倫理** **コンプライアンス** **内部通報**

問題点：業者の希望する指名業者リストを渡している。

選択肢	回答	比率
はい	5	1.38%
いいえ	358	98.62%
総計	363	100%

解説：今回の事件に関連する回答であり、問2-8で謝礼を受け取った職員はいない。

5-8 上司から業者選考案に記載する業者を指示された場合、断ることはできますか？

グループ： **倫理** **コンプライアンス** **内部通報**

問題点：不正な指示があっても断れない、またはわからない。また、内部通報もない。

選択肢	回答	比率
はい	105	28.93%
いいえ	53	14.60%
わからない	205	56.47%
総計	363	100%

解説：不正な指示を断れない環境であること、それによる内部通報制度も機能していないことがわかった。

5-9 制度改正を行っても、不祥事は職員個人の問題が大きいですか？

グループ： **倫理** **コンプライアンス**

問題点：不祥事は個人の問題とらえている。

選択肢	回答	比率
はい	169	46.56%
いいえ	53	14.60%
わからない	141	38.84%
総計	363	100%

解説：一部の職員は今回の事件を他人事ととらえ、問題意識が希薄であることがわかった。

6 人事に関することについてお伺いします。 ※契約に携わった職員363名

6-1 工事や業務委託を発注する場合、専門職員（技術者等）が必要だと思いますか？

グループ： **人事**

問題点：工事や業務委託等を発注する場合の専門職員が不足している。

選択肢	回答	比率
はい	308	84.85%
いいえ	19	5.23%
わからない	36	9.92%
総計	363	100%

解説：専門職員等の不足を多くの職員が感じていることがわかり、定員管理計画等の見直しが必要。

6-2 業務量に対しての人員が極端に少ないと感じていますか？

グループ： **人事**

問題点：業務量に対する人員不足を感じている。

選択肢	回答	比率
はい	281	77.41%
いいえ	82	22.59%
総計	363	100%

解説：問6-1と同様、多くの職員が人員不足を感じていることがわかった。

6-3 八郷総合支所にも契約検査課など設計・積算の相談できる部署が必要だと思いますか？

グループ： **人事**

問題点：出先機関に設計・積算を相談できる部署が少ない。

選択肢	回答	比率
はい	181	49.86%
いいえ	58	15.98%
わからない	124	34.16%
総計	363	100%

解説：勤務場所に関わらず、相談できる環境の構築が必要。

6-4 官製談合防止法や入札情報漏洩に関する研修を受けたことがありますか？

グループ： **人事**

問題点：官製談合防止法や入札業務に関する研修が不足している。

選択肢	回答	比率
はい	27	7.44%
いいえ	336	92.56%
総計	363	100%

解説：問5-1と同様、官製談合防止法に特化した研修を継続的に実施していく必要がある。

6-5 職場内で、官製談合防止法や入札情報漏洩に関する話し合いや指導をしていましたか？

グループ： **人事**

選択肢	回答	比率
はい	85	23.42%
いいえ	202	55.64%
わからない	76	20.94%
総計	363	100%

問題点：官製談合防止法や入札業務に関する情報共有が不足している。

解説：上司の管理監督マネジメント力の向上、報連相の徹底が必要。

7 職場環境についてお伺いします。

7-1 現在、仕事上で悩んでいることはありますか？

グループ： **職場環境**

問題点：業務上、悩みを抱えている職員が多い。

選択肢	回答	比率
はい	363	35.87%
いいえ	649	64.13%
総計	1,012	100%

解説：多くの職員が悩みを抱えており、相談環境の充実が必要。

7-2 入札に関する仕事の悩みなどを相談できる同僚や先輩はいますか？

グループ： **職場環境**

問題点：契約に関する業務で悩みを相談できない。またはわからない。

選択肢	回答	比率
はい	510	50.40%
いいえ	100	9.88%
わからない	402	39.72%
総計	1,012	100%

解説：問7-1同様、契約業務への相談環境の充実が必要。

7-3 情報漏洩防止の観点から、他の職員の行動変化などに注意を払っていましたか？

グループ： **職場環境**

問題点：情報漏洩の観点から、周囲に注意を払っていなかった。

選択肢	回答	比率
はい	435	42.98%
いいえ	577	57.02%
総計	1,012	100%

解説：上司の管理監督マネジメント力の向上が必要であるとともに、公文書管理研修の継続実施が必要。

7-4 職場全体として、個人情報や機密情報を管理している意識はありましたか？

グループ： **職場環境**

選択肢	回答	比率
はい	885	87.45%
いいえ	127	12.55%
総計	1,012	100%

問題点：個人情報や機密情報を管理している意識が希薄である。

解説：すべての事務手続きにおける情報管理の徹底が必要。

7-5 主な意見

意見	対応策
談合防止のため、制度改革、専門職員の配置、研修等の実施は必須です。しかし、制度改革等をおこなったとしても、不祥事を「個人の問題」として片付けてしまうことについては危惧の念を覚えます。根本的な解決を図るために、市役所の職員全員が自分事として捉え、再発防止策を講じていかなければならないと思われます。	【対策1】 1-1 1-2
市役所の仕事は部署によっては契約関係を全く行わない課も多くあります。そのため、上司も契約関係が分からない場合もあり、相談ができないこともありました。契約を扱う部署や、希望者に対して研修をお願いします。 見積をとるとき大変お世話になった業者さんが、入札に参加できないと知ったとき、思わず業者さんに連絡しそうになってしまいましたが、上司が察して事前に止めてくれました。管理職が契約に対して知識があることは、とても大事だと思いました。	【対策2】 2-4 【対策3】 3-1 3-2
選考案が必須の添付書類で上司の裁可が必要である以上、問答無用の指示があった場合にも最終的に断れないと思いますが、通常は選定理由の説明を受けて納得しての部・課内調整に落ち着くと思います。	【対策2】 2-4 【対策3】 3-7
課のカウンターにて、一人に対応した。契約事務は行いが、入札業務に携わっていない。 上司からの指示に、「おかしい」とは言うが、上司からさらに指示された場合は断れないと思う。	【対策1】 1-4 【対策2】 2-4
今回の不祥事は、制度に不備があったから起きた問題ではない。職員のコンプライアンス遵守の徹底と、研修等の活用となるか。	【対策2】 2-1 2-2
入札関係以外でも、個人情報扱っている職員のコンプライアンスが不足していると常々思います。	【対策2】 2-2 【対策3】 3-8
契約業務を担当する職員に偏りがあると思う。すべての職員とは言わないまでも内容を精査できる職員が増えるといいと思う。契約検査課の職員数についても、全庁の契約を検査しているということを検討すると少なすぎると感じる。	【対策3】 3-1 【対策4】 4-1
職場全体が仕事に対する責任感が欠如している。特に、上に立つ人間（課長級以上）の資質に問題があると思う。	【対策2】 2-4
今回の事件を受け、契約事務に関する制度改革等を行っても、ある程度の防止対策にはなるとは思いますが、職員個人のモラル等の問題が大きいものと考えます。	【対策1】 1-1
工事の設計に関しては、経験がない人には厳しいと感じる。	【対策3】 3-1 【対策4】 4-1
研修と適正な人事管理（適度な年数での人事異動）の二つが重要ではないかと思えます。	【対策3】 3-1 【対策4】 4-3
現場でのトラブル対応など緊急性を伴うものなどは、携帯電話による連絡調整が必須であると考え。個人携帯は使用したくないものの、使用せざるを得ない状況にあるのではないか。	【対策1】 1-3
情報を漏らす人間がいる事が最大の問題である。	【対策3】 3-6
職場全体で気軽に相談などができる職場環境が出来ていないと思います。	【対策4】 4-7
職員同士の意思疎通がない。コミュニケーション不足。	【対策2】 2-4

見積単価が3者の平均値を採用となっているが最下値でいいのでは。単価が高止りしてしまう。	【対策3】3-3
個人の悪意のあるコンプライアンス違反は方法論では止められないと思います。悪意のなかったコンプライアンス違反を起こさせない環境、方法を論じるべきです。	【対策2】2-2
古い体質から抜けきれない行動は許されないという強いメッセージを市としてもしっかり組織的に示すことが、職員個人個人を守るために必要であると強く思います。	【対策2】2-3
研修も初級・中級・上級のように段階別の研修があってもいいように思います。以前、担当者向け研修にでたが、初心者にはよくわからなかったという声も聴かれました。	【対策3】3-1 3-2
仕事量が多く、時間に余裕を持って仕事ができない。常に、次から次へと仕事が重なり、重圧があって、つらいです。マンパワーの要求と、専門的知識の持っている職員の配置を要します。	【対策4】4-1
職員として、公平公正な行政事務の運営をしていくため、地方自治法第150条の（財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等）「いわゆる内部統制」の導入を検討してはどうかと考えます。職員一丸となって、内部統制に取り組み、行政への信頼回復、市民等への説明責任を果たしていべきだと思う。	取組方針のまとめ 今後の検討
官製談合に関する契約だけでなく、各課の事情に応じた契約について相談ができることが望ましいと考える。	【対策4】4-5
原因は市役所組織の構造や、目標までの現実工程と想定工程の乖離、担当任せの業務執行等、一職員の問題として捉えるのではなく、組織全体で改善すべき課題はたくさんあると考えます。	【対策4】4-1 4-2
コンプライアンス担当官を配置し、入札などに関する相談できる体制づくりが必要。	【対策4】4-1
管理職からは個人情報漏洩に注意するよう何度も言われ続けているが、職員の個人情報に関することを尋ねられると、管理職の立場である幹部から漏洩してしまっている。	【対策2】2-2 【対策4】2-4
市役所職員を守りプロアクティブ（事前予防）に行動できる職員を育てるため、弁護士に講師を依頼して「コンプライアンス研修」が必要だと考えます。	【対策2】2-2
文書管理の基本に立ち返り、身の回り及び執務環境の整理を徹底し、普段の仕事、文書の取扱いに緊張感をもって取り組む意識の醸成、啓発がより一層必要だと感じます。	【対策3】3-8
契約関係の業務を全くやったことがなくても、部署が変わるといきなり担当になることがあります。定期的な研修と聞きやすい環境、できれば専門職の配置が必要だと思います。	【対策3】3-1 3-2 【対策4】4-1
幹部クラスの方たちは、立場上目上の方が来庁され、情報について聞いてきたときにきちんと情報を管理できているか甚だ疑問である。	【対策2】2-2 【対策4】2-4
個人情報の区別がついていない方、悪気なく電話等で話している姿が目につくことがあります。民間の事業所との行き過ぎた交流をしている上司もいます。連携という名で片付けられてしまいますが、本当にそれでよいのでしょうか。	【対策2】2-2 【対策4】2-4
現行、市内業者優先で発注しており、地元業者の育成にはなるのかもしれないが、反面、職員もほとんど地元の人間であるため、顔見知りだったり、昔からの知り合いだったり、保護者どうしだったり、近い関係性ができてしまっているのでは？	【対策1】1-1

<p>契約案件の調査だけでなく、法令順守全般に関する調査も行い、不正の揉み消し等を防いでいく必要もあると思います。</p>	<p>【対策2】2-2 【対策4】4-1</p>
<p>不正防止のためには内部告発制度とともに証人保護の仕組みも必要です。この告発が、今後の公正でハラスメントのない健やかな職場づくりに役立てれば幸いです。</p>	<p>【対策2】2-5</p>

資料 4

類似案件調査分析結果

官製談合防止法に係る類似案件調査 分析結果

はじめに

今回の分析結果は、平成30年度及び令和元年度に指名競争入札で予定価格事後公表により執行した80万円を超える物品購入70件及び50万円を超える業務委託309件合計379件について、令和2年12月24日から令和3年1月27日にかけて調査部会において臨場により行った調査を取りまとめたものである。

調査当初、対象を381件としていたが同一案件で重複していたもの1件と予定価格を事前公表としていた案件1件の計2件を除いた379件について調査を行った。

1. 発注計画・事業計画

発注計画・事業計画作成（部内で共有）されているか？

問題点：事業計画がされていないため、適正な工期が確保されていない。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	151	39.84%
いいえ	211	55.68%
わからない（なかった）	17	4.48%
総計	379	100.00%

2. 予算措置

予算要求と合致した内容であるか？

問題点：予算要求資料と整合がとれている。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	371	97.89%
いいえ	0	0.00%
わからない（なかった）	8	2.11%
総計	379	100.00%

3. 仕様書・図面

担当者で仕様書・図面を作成したか？（業者任せにしているか？）

問題点：仕様書・図面の作成が業者任せになっている。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	362	95.53%
いいえ	10	2.63%
わからない（なかった）	7	1.84%
総計	379	100.00%

4. 内訳・数量計算書

一式計上になっていないか？入札参加全業者が積算可能か？

問題点：一式計上により、積算に時間を要するため、入札参加者の負担が増す。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	336	88.67%
いいえ	36	9.49%
わからない（なかった）	7	1.84%
総計	379	100.00%

5. 参考見積書の徴取

参考見積書を3者以上徴取していたか？

問題点：参考見積書を3者以上徴取していないため、価格の妥当性がない。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	33	8.70%
いいえ	238	62.81%
わからない（なかった）	108	28.49%
総計	379	100.00%

6. 起工伺いの起案

起案時期は適切であったか？

問題点：当初予算でも発注が遅くなっているものがある。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	342	90.25%
いいえ	30	7.91%
わからない (なかった)	7	1.84%
総計	379	100.00%

7. 起工伺いの決裁

事務決裁規程に基づき決裁されていたか？

問題点：規程によらない決裁が存在している。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	319	84.18%
いいえ	17	4.48%
わからない (なかった)	43	11.34%
総計	379	100.00%

8 - 1. 決裁後の保管状況

価格が外部に漏れないよう情報管理を行っていたか？

問題点：決裁後の情報管理が不十分である。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	122	32.20%
いいえ	214	56.46%
わからない (なかった)	43	11.34%
総計	379	100.00%

8-2. 予定価格の管理

外部から予定価格の問い合わせがあった場合、上司に報告したか？

問題点：少数だが外部からの問い合わせがある。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	4	1.05%
いいえ	6	1.58%
わからない (なかった)	369	97.37%
総計	379	100.00%

9. 入札執行依頼

起工の決裁以降に提出されていたか？

問題点：起工に添付しているなどルールの認識があいまいである。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	65	17.15%
いいえ	30	7.91%
わからない (なかった)	284	74.94%
総計	379	100.00%

10. 業者選考案

10-1 業者選考案が外部に漏れないよう情報管理を行っていたか？

問題点：作成方法のルールや業者選考案を作成しない制度への見直しも必要。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	122	32.18%
いいえ	211	55.69%
わからない (なかった)	46	12.13%
総計	379	100.00%

10-2 外部から指名業者の問い合わせがあった場合、上司に報告したか？

問題点：少数だが外部からの問い合わせがある。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	5	1.31%
いいえ	5	1.31%
わからない（なかった）	369	97.38%
総計	379	100.00%

11. 指名通知後

指名業者が外部に漏れないよう情報管理を行っていたか？

問題点：選考案作成のルールや事前公表など制度の見直しも必要。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	145	38.25%
いいえ	166	43.81%
わからない（なかった）	68	17.94%
総計	379	100.00%

12. 落札後

落札後7日以内に契約締結を行っていたか？

問題点：ほぼ規則どおりに契約が締結されている。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	366	96.58%
いいえ	3	0.79%
わからない（なかった）	10	2.63%
総計	379	100.00%

13. 契約変更手続き

変更するにあたり、発注者・受注者の打ち合わせ協議簿は整っていたか？

問題点：わからないの中にも変更が必要となるものが含まれている。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	21	5.54%
いいえ	35	9.23%
わからない (なかった)	323	85.23%
総計	379	100.00%

14. 完了検査後

完了検査後、請求を受けて速やかに支払いされたか？

問題点：支払いに遅延が生じている。

選択肢	対象件数	構成比率
はい	179	76.83%
いいえ	42	18.02%
わからない (なかった)	12	5.15%
総計	233	100.00%

対象：379件のうち支払状況が確認できた233件

資料5**通達等**

令和2年12月2日

職員各位

石岡市官製談合再発防止対策本部
本部長 谷島洋司

官製談合に係る不正行為の再発防止について（通達）

今般、官製談合防止法違反の容疑により職員が逮捕・起訴されたことを受け、再発防止に向けた取組を進めているところであるが、職員一人ひとりが、今回の事態を重く受け止め、市民の信頼を回復させるための抜本的な対策を講じるまでの間、下記の基本的事項を厳格に遵守すること。

記

- 1 今回の不正行為事案を組織全体の問題として認識し、各自が自分自身に置き換えて、今一度、綱紀粛正に努めること。
- 2 設計・積算及び入札・契約等に関する情報など、いわゆる官製談合防止法に係る部外秘情報は、守秘義務を徹底すること。
- 3 各職場において、設計・積算及び入札・契約等に関する情報についての管理状況を再度点検し、厳重管理を徹底すること。
- 4 常に自らの言動や業者対応等に注意を払うとともに、上司、部下、同僚と円滑なコミュニケーションを図るなど、不正行為の発生を未然に防止する職場づくりに努めること。
- 5 業者等との打合せ、検査等は、極力複数の職員で対応すること。
- 6 市民の疑念や不信を招くような業者等との会食などは行わないこと。

資料 6

要綱

石岡市官製談合再発防止対策本部要綱

(設置)

第1条 市職員が官製談合防止法違反等不正事件（令和2年に石岡市職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）違反の罪等で起訴された一連の事件をいう。）に関し、原因の究明及び現行制度の検証並びに再発防止策の検討を行うため、石岡市官製談合再発防止対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 官製談合防止法違反等不正事件の原因の究明に関すること。
- (2) 官製談合防止法違反等不正事件に係る再発防止取組方針の策定に関すること。
- (3) その他対策本部が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長には、市長をもって充て、副本部長には、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、市長直轄組織理事、市長公室長、総務部長、財務部長、生活環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市建設部長、都市建設部理事、会計管理者、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、議会事務局長、教育部長、八郷総合支所長、消防長をもって充てる。
- 4 前項に定める者のほか、本部長が必要により指名した職にある者を委員に充てることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、対策本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて対策本部に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 対策本部の会議は、非公開とする。

(調査部会)

第6条 対策本部に石岡市官製談合再発防止対策本部調査部会（以下「調査部会」という。）を置く。

- 2 調査部会は、対策本部が取りまとめる官製談合再発防止取組方針に必要な企画及び調査を行い、対策本部に報告する。

- 3 調査部会は、部会長、副部会長及び会員をもって組織し、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 部会長には、総務課長をもって充て、副部会長には、契約検査課長及び教育総務課長をもって充てる。
 - (2) 会員は、駅周辺にぎわい創生課長、行革推進課長、管財課長、コミュニティ推進課長、こども福祉課長、農政課長、都市計画課長、会計課長、農業委員会事務局課長、監査委員事務局課長補佐、次長兼庶務議事課長、八郷総合支所総務課長、消防本部総務課長をもって充てる。
 - (3) 前号に定める者のほか、部会長が必要により指名した職にある者を会員に充てることができる。
- 4 部会長は、調査部会を代表し、会務を総括する。
- 5 部会長は、必要に応じて調査部会を招集し、その議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した順位により、その職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて調査部会に会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 8 調査部会は、非公開とする。

(庶務)

第7条 対策本部及び調査部会の庶務は、総務課、契約検査課及び教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。